

ヒアリングにおける各団体提出資料 目次

① 全日本教職員連盟	P.1
② 日本教育情報化振興会	P.7
③ 全国公立小中学校事務職員研究会	P.11
④ 全国定時制通信制高等学校長会	P.18
⑤ 公立大学協会	P.20
⑥ 日本私立大学連盟	P.24
⑦ 日本私立大学協会	P.30
⑧ 海外子女教育振興財団	P.34
⑨ 日本学校歯科医会	P.37
⑩ 日本医師会・日本学校保健会	P.39
⑪ 全国学校栄養士協議会	P.41
⑫ 日本経済団体連合会	P.44
⑬ 新経済連盟	P.63
⑭ 全国大学高専教職員組合	P.70
⑮ 全国都道府県教育委員会連合会	P.93
⑯ 全日本中学校長会	P.100
⑰ 全国連合小学校長会	P.103
⑱ 全国国公立幼稚園・こども園長会	P.106
⑲ 全国幼児教育研究協会	P.109
㉑ 日本高等学校教職員組合	P.112
㉒ 日本教職員組合	P.114
㉓ 全日本教職員組合	P.122
㉔ 日本私立大学教職員組合連合	P.126
㉕ 全国国立大学生涯学習系センター研究協議会	P.168
㉖ 日本野外教育学会	P.170
㉗ 全国専修学校各種学校総連合会	P.173
㉘ 日本私立短期大学協会	P.178

次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過報告（素案）に対する見解

全日本教職員連盟

1 全体について

次期教育振興基本計画策定に向けたこれまでの審議経過の方向性について、全日教連として全面的に支持をする。本基本計画策定後は、その方向性に基づいて、いかに教育改革へつなげていくか、その実践力が教育界全体に問われている。私たちとしては、学校現場において学校経営や授業実践、生徒指導といった自分たちが担うべき役割について、自覚と責任をもってその達成に向けて取り組んでいく。

一方で、本基本計画実現のためには、現場レベルでの努力だけではなく、教育行政側の努力が不可欠である。本計画を遂行するための具体的方策、つまり予算獲得から制度改革、国民のコンセンサスに至るまで、文部科学省を初めとする関係諸機関が協力し、それぞれが責任をもって実行してほしい。そのための根本となる要望は以下の通りである。

- 学校における働き方改革のより一層の推進
 - ⇒ 「学校以外で担うべき業務」の学校外への完全移行
 - ⇒ 「必ずしも教師が担う必要のない業務」の教職員以外への委託
- 学校現場の人員増
 - ⇒ 教職員定数増及び専門人材の活用
- 給与・待遇面の改善
 - ⇒ 給特法を改正し、教職調整額の割合引き上げ及び各種手当増額

2 各論について

I. 我が国の教育をめぐる現状と課題

（1）教育の普遍的な使命

【教育振興基本計画における不易流行について】

教育基本法の理念等の実現を目指すことは教育の「不易」であり、「流行」を取り入れてこそ「不易」としての普遍的使命が果たされるとある。まさにその通り、「不易」と「流行」は根本が同じものであり、「流行」の中に教育の本質である「不易」の部分がないと、それは空虚な方法論になる恐れがある。そのため本計画において、さらに「不易」の部分に触れるとともに、具体的な施策の中で教育基本法第1条の理念、特に「我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成」について、後述されている「グローバル人材育成」の部分と合わせて記述すべきではないか（関連 IV 目標2）。

（2）第3期計画期間中の成果と課題

【学校における働き方改革について】

学校における働き方改革については、長時間勤務の実態のみならず、本来教師が行うべき学習指導や生徒指導等、子供たちに真摯に向き合う業務に係る時間の確保が困難であるとの実態を記述すべきではないか（関連 IV 目標 12）。

【採用倍率の低下や教師不足について】

採用倍率の低下については、少子化を見据えた学校統廃合計画の影響から正規採用教職員が減少し、臨時的任用が増加している点や、現状の待遇・勤務環境により教職への未来に希望をもてず、教員免許取得者が教職以外の進路を選択してしまっている傾向がみられる点があることを述べるべきではないか。また、管理職希望者の減少についても言及すべきだと考える。さらに教師不足の要因については、現状の待遇・勤務環境では、臨時的任用教員として勤務することを敬遠する場合が多いということを述べるべきではないか。特に教師不足については、学校現場にとっては何よりも切実な課題であり、定数不足のまま教育を行っている学校もあり、本基本計画の中でも喫緊の最重要課題である（関連 IV 目標 12）。

II. 今後の教育政策に関する基本的な方針

【日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上・日本初の概念整理について】

ウェルビーイングの概念については、本計画で指摘のように日本独自の概念整理が必要であると考える。本審議経過において「個人」と「社会全体」のウェルビーイングの視点及び「教師のウェルビーイング」についても触れたことについて評価する。加えて、以下の2つの視点を加えることを要望する。

1つめは「個人の今と未来の両方の幸せ」の視点である。教育とはより良い未来のための営みであるが、未来の予測可能性が低下する今、学校は今の子供の幸せを保障する必要があると考える。

2つめは「社会貢献の幸せ」を含める視点である。これは「個人」と「社会全体」の幸せとも関連する。本審議経過においても「社会的貢献意識などを重視する協調的な幸福感」と定義されているが、あらためて「誰かの役にたちたい」「誰かを喜ばせたい」といった「人と関わることで自分が幸せになる」という概念についての記述を含めることを要望する。つまり「個人の幸せ」が「社会の幸せ」より尊重されることはあるが、その「個人の幸せ」は「社会の幸せ」に貢献することによって得られるものもあるということである（関連 IV 目標 2）。

【5つの基本方針について】

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

(主体的に社会の形成に参画する態度の育成と価値創造の志向について)

(主体的・対話的で深い学び、アクティブ・ラーニング)

エージェンシーの視点について、OECDの定義を引用しているが、日本版エージェンシーを更に詳細に定義することにより、主体的に社会を形成する態度を育成するためには具体的にどのような学校教育（学習指導や体験活動）が必要か更に明らかになるのではないか。例えば、社会科における「公民的資質の育成」を目指した「社会的判断力」育成の実践等は好事例になると考える。このように日本の学校教育には、既にこの視点から授業改善を行ってきた蓄積があり、優れた実践事例も多数存在する。また、次項にある「主体的・対話的で深い学び、アクティブ・ラーニング」を素地として態度育成が図られることから、この2つは別項目で記さず、合わせて記述する方がわかりやすいのではないか（関連 IV 目標1）。

②誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

③地域や家庭で共に学び合う社会の実現に向けた教育の推進

(共生社会の実現に向けた教育の方向性)

(社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成)

地域コミュニティの基盤形成と地域住民等が学校運営に当事者として参画するコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動等による学校・保護者・地域との連携の取組が今後、学校における働き方改革推進や、部活動地域移行等においても不可欠となる。そのため、この目標②後半のコミュニティ・スクールに関わる部分については、目標③との関わりから位置付けを再整理したほうがよいのではないか（関連 IV 目標9・10）。

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

(デジタルの活用とリアル（対面）活動の重要性)

デジタルとリアル（対面）は二項対立ではなく、最適な組み合わせを探る必要があることは本審議経過で指摘の通りである。しかし、ここで挙げられたメリット・デメリットだけではなく、将来に亘る子供への目に見えない影響や心理状況等も十分に考慮する必要がある。また体験活動を重視する方針から、集団活動を主とする学校教育では、リアル（対面）による地域資源を活用した体験活動等を重視することにより郷土愛を育み、地域に根差した人材の育成につながるよう活動を充実させてほしい。（関連 IV 目標11）。

III. 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき事項

（1）教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

具体的な指標を示すことは、実現に向けての目安になることから評価する。ただ、この指標が余りにも多くなると、その指標の達成状況調査が煩雑になること、また指標を達成すること自体が目的になる恐れもあることから、指標にとらわれず、真に子供たちにとっ

て必要か否かで、各自治体や学校において判断ができるようにしてほしい。

(2) 教育投資の在り方

教育への効果的な投資を図る必要性を示した本項目について支持する。またそのための国民の理解醸成を進める取組について期待する。またこの理解には、教職員の職務に対する理解を含んだ記述となるよう要望する。

IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

目標1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施

次の学習指導要領の改定にあたっては、知識重視から思考力重視へと転換を図った現行学習指導要領の方向性を引き継ぐ必要がある。その上で、誰一人取り残さない「個別最適な学び」と「協働的な学び」を構築するためには、指導要領で定められている教育内容の削減や標準授業時数の削減を含めた議論を進めることを明記すべきではないか。

○キャリア教育・職業教育の充実

追記された「社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促進する」という視点は非常に重要である。キャリア教育とは職業教育と同義語ではなく、自分の生き方そのものを考えていく学びであるという視点が必要である。

目標2 豊かな心の育成

本目標は、全ての目標の根本になる重要な目標である。それぞれの項目で示された基本施策について、本基本計画期間中の今後5年間最も重点をおいて取り組む内容ではないかと考える。そのため、目標1と順番を入れ替えるべきではないか。

なお、全日教連は結成以来40年間、子供たちの豊かな心の育成のため、活動理念を「美しい日本人の心を育てる」（「自己を愛する心」「人を愛する心」「自然を愛する心」「社会を愛する心」「国を愛する心」）として教育実践を進めている。

○主観的ウェルビーイングの向上

主観的ウェルビーイングは文字通り、その人ひとりのものの見方が主観であることから指標等では判断することが難しいことを考慮する必要があるのではないか。

目標3 健やかな体の育成。スポーツを通じた豊かな心身の育成

○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実

目標9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行

運動部活動（文化部活動含む）については、新ガイドライン策定により「23年度から25年度までの3年間を改革推進期間」とすることが示され、地域移行が進められることになった。しかしながら、この結論に至るまでの経緯等により、今後、移行が難航する可能性がある。実態が伴わない無理な地域移行は子供・教職員にとって不利益となる可能性があつたことから環境整備を重視する視点は重要であるが、結果として移行を進めないことにはならない。そのため、国等からの財政措置及び各自治体より環境整備を積極的に進め、確実に移行の準備を進める必要があることを明確に記述することが必要ではないか。

目標7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

○特別支援教育の推進

特別支援教育推進についての方向性については支持する。一方で、特別支援学校在籍児童生徒、特別支援学級在籍児童生徒、そして通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合が増加していることからも、特別支援教育全体の人的・物的体制を早急に整備する必要がある。本項目で示されている内容に加え、特別支援学級の定数引き下げについて、例えば学級編制基準を障害種別にし、自閉症・情緒障害学級及び知的障害学級の定数引き下げ等について書き加えることにより、更なる特別支援教育体制の強化の必要性を示すべきではないか。

○不登校児童生徒への支援の推進

不登校児童生徒への支援の必要性については、本項目に示された通りである。更に、コロナ禍により発生した長期欠席等も踏まえ、不登校調査の方法（設問）自体を見直し、統一することにより、よりきめ細かな不登校傾向の可能性のある児童生徒の実態把握につなげができるよう、指標を示す際に合わせて全国一律の調査方法を示す必要があるのではないか。

3 おわりに

次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議について、部会の有識者の皆様及び文部科学省の皆様は、これまで数多くの審議を重ねてこられたことに対し、先ず以て厚く御礼を申し上げる。

この教育振興基本計画に沿って教育改革が進む2023年からの5年間は、教育界のみならず大きく社会全体が変革することは間違いない。しかも変革する社会の未来図は予測できないとされている。さらにコロナ禍により少子化が一層進行し、今後、学齢人口の大幅な減少が見込まれている。そのような中で、本教育振興基本計画においても「2040年以降

の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」が念頭に置かれている点については意義深い。今後は、本基本計画をベースとして予測不可能な社会で、どのように持続可能な社会及び学校教育を創造していくかという点について、議論を続けていただきたい。またその際には、本基本計画の最後にあるように、各ステークホルダーからの意見聴取、特に学校現場の教職員の声を聞く機会を多くもっていただけることを切に願う。

私たち学校現場を支える教職員も、この予測不可能な未来の担い手を育成するため、現状のままでは持続可能性はないという危機意識をもち、前例踏襲を払拭する必要があることを強く自覚し、教育活動に邁進する必要がある。

全日教連としては、今後も目の前の子供たちを第一に考える姿勢を忘れず、国民の負託に応える教育推進のため、引き続き関係諸機関に対し提言を行っていく。

「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」への意見

令和5年1月18日
一般社団法人 日本教育情報化振興会

次期教育振興基本計画は VUCA がますます進展する Society5.0 社会での教育のあり方を示す極めて重要な計画と認識しております。本基本計画の策定に向けた審議計画を読ませていただき、本計画が今後の教育改善につながることを期待し、教育の情報化を中心により良い教育の実現に向けて様々な活動を展開している日本情報化振興会としての意見を述べさせていただきます。

1) 教師への社会的尊厳を高め、教職を魅力ある職業とする環境づくり

弊会が学校教育に強くコミットする活動を行なう中で、第3期教育振興基本計画中の課題となっている「学校の長時間勤務や教師不足」の問題をどのように解決していくかが社会的に問われていることを痛感しております。教員採用率が1倍台の県も少なからず存在します。学校教育をより良いものにするためには、まずは質の高い教員の確保が最も重要と考えます。現在のような教職をブラックな職業と考える社会的風潮を一掃し、教師への社会的尊厳を高め、教職が魅力ある職業と考える優秀な学生が増える環境づくりが必要です。

2) 教育課題解決のための積極的な財政支援

OECD の2022年10月発表によると、加盟各国のGDPに占める教育機関への公的支出割合は、OECD平均が4.1%なのに対して、日本は2.8%と37か国中36位です。教育立国を謳う我が国としては、より積極的な教育支出が求められています。次期計画のコンセプトにある社会課題の解決のための「人への投資」と、その指標の明確化を強く求めたいと考えます。特に少子化で子供の数が減少するのに対応し、教員数の減少も考えられますが、普通級における問題行動を持つ児童・生徒の増加等を考え、より少人数学級や教師の加配を増やし、教師の負担軽減を求めたいと考えます。また、GIGAスクール構想で一人一台端末になったICT環境に対して、その管理、利活用支援人材としてのICT支援員や、各学校のICT支援員を統括し、地域教育委員会として教育DXを推進するためのマネジメント能力をもった情報化マネジメント人材の設置が望まれます。

3) 学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力の育成強化

Society5.0時代にあって、社会のデジタルトランスフォーメーション(DX)は避けて通れません。教育の場においても、当然、教育DXの推進が不可欠となります。GIGAスクール構想での児童・生徒への一人一台端末の配布は、児童生徒が自らの学びを自ら舵取りしていく必須の道具です。OECDがLearning Framework2030において、VUCAな時代での児童・生徒のエージェンシーを育てる教育の必要性を謳っていますが、児童・生徒にとっては、端末活用による情報活用能力の向上が不可欠であるとともに、それを生かすためのデジタル教科書などの教育コンテンツの整備充実や、端末を活用した個に対応した学習データの収集と的確な指導が求められます。

●以下、教育の各目標とその指標・基本政策に対応し、より具体的な意見を述べさせていただきます。

目標 1：確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

「新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施」において、指標として、PISA や TIMSS の理解度を問題にされていますが、他方、TIMSS の調査結果等では、学習の楽しさ、生活への役立ち感、学習成果と職業感など、学習へ向かう態度等で日本の児童生徒には課題があるとされており、そのような面での評価も指標とされるべきと考えます。

目標 5：イノベーションを担う人材育成

問題発見・解決能力の育成の観点から「探求・STEAM 教育の充実」はその通りかと考えますが、この記述中で、プログラミング教育について触れられていない点に問題があると考えます。2020 年から小学校で必修化された学習内容としてのプログラミング教育、また中学校、技術家庭科及び高等学校情報 1 などプログラミング教育の内容が充実された点を踏まえ、イノベーションを担う人材の育成に関しては、プログラミング教育の充実に言及することが不可欠と考えます。

目標 6：主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成

Society5.0 の進展にあって、情報モラルや情報セキュリティなどを含む情報活用能力がより一層必要になってくると考えられます。また、情報活用能力は学習の基盤として必須の能力と位置付けられています。この点を考慮し、情報活用能力を育成する情報教育の推進も環境教育等と並んで必須の教育と考えます。

目標 11：教育 DX の推進・デジタル人材の育成

この目標に向けての基本施策の中に、デジタル教科書の普及がほとんど記述されていない点は、問題と考えます。デジタル教科書は単に 1 人 1 台端末の活用の道具ではなく、法制度としての検定教科書制度を持つ我が国の初等中等教育の根幹をなすものです。現時点では予算や環境などの問題から十分普及しているとは言えませんが、今後は紙の教科書とデジタル教科書の併用も広く実現されるべきではないかと考え、基本施策の一つにデジタル教科書の開発・活用を挙げ、指標としてその普及状況を記述することが必要と考えます。

目標 12：指導体制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強化

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と並び、次期基本計画においても ICT 支援員の配置は当然必要と考えます。これに関し、現案では、指標候補の一つとして「ICT 支援員の配置人数の増加」がありますが、ICT 支援員の処遇の低さと、それに起因する定着率の悪さが課題となっており、ICT 支援員の配置人数だけを指標としても、活用支援体制の実態がとらえられないと考えます。

一方、この目標では、教育委員会が学校を支援する体制の強化が必須であると考えます。以下に添付する「付論：教育委員会の学校支援強化としての ICT 専門職の設置推進について」をご参照ください。

また、学校が一丸となって ICT の日常的活用を含め、教育 DX を推進するためには、管理職のリーダシップが不可欠です。そのため、教育 DX の意義を理解し、学校運営に活かすマネージメント能力を育成する管理職研修の重要性に関する記述と、指標としての研修実施状況の数値を、指導体制の整備の内容として求めたいと考えます。

付論：教育委員会の学校支援強化としての ICT 専門職の設置推進について

現在、次期計画の目標となる指標値の案として、「指導体制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強化」という項目の中に、「ICT 支援員の活用状況」という項目が設けられています。H30 年度に 2,258 人だったものが、R3 年度には 5,620 人となっており、この指標値は着実に伸びていることがわかります。

しかしこの指標値によって、全国の小中学校に対する ICT 活用の支援ができていることを継続的に示せるか、というと非常に疑問です。その理由は、現場に必要な支援内容と、ICT 支援員が提供できる支援内容とが適合しないまま、ICT 支援員の導入が行われてしまっているケースが非常に多くみられるためです。一般の人材派遣会社による ICT 支援員の人材募集では、PC での OA 事務スキル程度の条件のみで採用が行われており、また人材不足・予算不足等の理由から、その程度の条件で雇用できる人材でなければ地方では十分な員数の確保ができないものと思われます。この状況では、いくら ICT 支援員の数だけが増加しても、支援する側は指示が無ければ何をすれば良いのかもわからず、一方、支援される側は詳細な指示を出せる余裕も無く、使い慣れた旧来のアナログな手段で業務を行う方が楽だということになってしまいます。

このような状況で、現実的に調達可能な ICT 支援員の技能を見定め、それを現場で必要とされている業務に適切に割り当てて、支援する側・される側双方に対して具体的な指示を出し、また双方の各種の不整合やトラブルを調整・解決していくためには、**学校の業務を知りかつ ICT についての知見を有し、業務のマネージメントを行う能力を持つ専門職が必須である**と考えます。地域の学校設備事業者・教材販売事業者などにそのような能力を持つ人材がいる場合もありますが、一事業者の立場では権限も限られ、公正性にも問題が生じます。従って、そのような人材は自治体内部、もしくは事業者等からの自治体への出向人材などで充当・育成する必要があると考えます。

平成 27 年末の中教審の「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」答申では、学校運営に関わる様々な業務について外部人材を受け入れて協働する「チーム学校」の構築が提言され、このチーム学校のマネージメントを行うのは、学校長（学校管理職）であるとされています。しかし、ICT 全般のマネージメントについては、ICT の知見が不十分な学校管理職では管理業務の負荷が過大となり継続も困難と思われます。一方、地域の教育環境や ICT 導入状況などは学校間で共通することも多いと思われ、各学校ごとに個別に管理を行うのは無駄が多いと考えられます。このような管理業務は、ICT 支援員の調達を行う教育委員会事務局の専門職が行うことが、最も適切と考えられます。

現在、多くの市町村教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、栄養士・保健師・養護師などの専門職の「技術職員」が置かれています。その一つとして、今後 ICT 関連の専門職を設置することとし、その設置状況を指標値としていくことが最適ではないでしょうか。

もちろん、そのような専門職は、ICT 支援員のマネージメント以外にも学校における ICT 活用の企画や調達、運用、保守、あるいはネットワークやセキュリティなど全般にわたって、指導主事や校長会などと緊密な連携をとりながら、教育 DX を推進していくことができると言えます。

●その他（基本方針と目標設定の対応について）

・総括的な基本方針について

p.7～p.8において、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上・日本発の概念整理」とあり、ウェルビーイングを中心とした考え方が説明されています。この中、p.8 下に「子どもたちのウェルビーイングを高めるためには、教師のウェルビーイングを確保することが必要」と書かれています。p.24以降の16の目標の中では、目標12がそれに対応すべき目標であると思われますが、該当する基本施策としては「学校における働き方改革の更なる推進」、指標候補としては「在校等時間の短縮」という程度しか記載されておらず、これでは教師のウェルビーイングの確保には不十分と考えます。

すでに目標12にも意見させていただきましたが、ICT環境の支援だけでなく、全般的な学校運営について、教育委員会による支援体制の強化による教師のウェルビーイング確保を記述していくべきと考えます。

・「誰一人取り残さず全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育」について

p.9の「(5つの基本的な方針)」の中の②として「誰一人取り残さず全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」とあります。そこでは特に、不登校、障がい者、病気療養児、ヤングケアラー、貧困、外国人の子どもなどに対しての教育の課題が述べられています。それに対応して建てられている目標と施策は、目標7の「多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂」と考えます。

デジタル教科書については「目標11：教育DXの推進・デジタル人材の育成」の項目への意見として、すでに前述しておりますが、この「目標7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂」の実現のためにも非常に有力な手段となるのがデジタル教科書であると考えます。特別支援教育を必要とする児童生徒や、海外にルーツを持ち日本語でのコミュニケーションに困難を持つ児童生徒に対する施策として、ぜひ目標7の基本施策としても、デジタル教科書の意義や活用について記述していただければと存じます。

以上

「中央教育審議会教育振興基本計画部会関係団体ヒアリング」における意見書

全国公立小中学校事務職員研究会

中央教育審議会教育振興基本計画部会におかれましては、精力的に審議を重ねてこられ、この度、これまでの審議経過についてまとめられましたことに敬意を表します。あわせて、今回、本会にも意見表明の機会を与えてくださいましたことに心から感謝申し上げます。

私共、全国公立小中学校事務職員研究会（略称：全事研）は、全国の公立小・中・特別支援学校及び義務教育学校の事務職員で構成する研究団体です。本会は、「子どもの豊かな育ちを支援する」をミッションに、「目指す子ども像実現のため学びの場を協創する」をビジョンに掲げ、会員相互の連携をもとに、学校事務の研究・事務職員制度の確立を推進し、会員の資質向上を図り、もって学校教育及び教育行政の推進に寄与することを目的としています。

平成29年に事務職員の職務規定はそれまでの「従事する」から、より高度な職責を意味する「つかさどる」へと変更され、事務職員には「総務・財務等に通じる専門職」として、「その専門性を生かして学校の事務を一定の責任をもって自己の担任事項として処理し、より主体的・積極的に校務運営に参画する」ことが期待されることとなりました。学校において単に事務処理を行うだけではなく、経営戦略を企画・提案し、教職員はもとより、教育委員会や地域、企業等との連携・協働により校長を補佐する役割を果たしながら、チームとしての学校の一員として、より一層、責任をもって主体的に学校運営に携わっていきたいと考えております。

このような立場から、今回報告された「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」において述べておられることにつきまして、本会がこれまでに積み上げてきた調査や研究、さらには各支部からも募ったコメントを基に意見を述べさせていただきます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

記

1 「II. 今後の教育政策に関する基本的な方針」について

変化の激しい時代にあって、生涯にわたって主体的に学び続け、グローバル感覚を身に付けて、未来を切り拓くことができる、多様な人材を育成していくためには、教育政策の基本的な方針設定に基づいて、国、自治体、学校、家庭、地域等が一体となってそれぞれの役割を果たしていくことが重要と考えます。「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」に関しては、当事者間で共有すべき重要な観点と捉えるとともに、今後私たちが目指すべき社会及び個人の在り様として重要な概念であり、これらの相互循環的な実現に向けた取組が進められるよう教育政策を講じていくことが必要と考えます。学校運営に携わる一員として、本会はこの5つの基本的な方針を共生社会の実現に向けた重要な方針として受け止め、賛同いたします。

○ 「日本社会に根差したウェルビーイングの向上・日本発の概念整理」（P8）

個人のみならず個人を取り巻く環境までも持続的に良い状態を望むウェルビーイングの

実現を目指すことに大いに賛同するところであります。学校は誰一人取り残さず、全ての児童生徒の可能性を引き出すことで、社会を構成する人材を育み、共生社会の実現を目指したいと考えます。そして、「ウェルビーイングと学力は対立的に捉えるのではなく、個人のウェルビーイングを支える要素として学力や学習環境、家庭環境、地域とのつながり」があることにも賛同するところであります。これらの環境整備を担うことで事務職員として子どもの豊かな育ちを支援していきます。

しかし、子どものウェルビーイングを高めるためにはチーム学校の構成員全てのウェルビーイングを高めることも重要と考えることから、「教師のウェルビーイング」を「教職員のウェルビーイング」と記載いただきたいと思います。

○ 「マルチステージの人生生涯にわたって学び続ける学習者の育成」(P14)

本会では地域とともにある学校づくりに関する研究において、「セルフビジョン」という考え方を提案してきました。これは地域の方々の自己実現の過程と教育活動を結び付けることで、児童生徒、学校の教職員、地域の方々のそれぞれに効果を生み出すことができるというものです。単に地域の方々が子どもに何かを教えるという捉えでなく、子どもの学びに関わること自体が自身の学びにもなることができると言えます。そのことによって地域の方々の人生も豊かなものになると考えます。

○ 「NPO・企業等多様な担い手との連携・協働」(P23)

学校外との協働の文化は容易に根付くものではないことから、「自前主義からの脱却」の必要性は共感するところであります。地域協働の効果を学校現場が理解し、組織文化をも変えていくことが急務であると考えます。本会では事務職員の今後の主要な業務の一つとしてヒューマンリソース・マネジメントを挙げています。地域住民や NPO・企業等多様な主体をマネジメントしていくコーディネーターの必要性を記載いただければと思います。その役割を事務職員が担い、地域との協働によって子どもの豊かな学びの場を醸成していくと考えます。

2 「III. 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき事項」について

○ 「教育投資の在り方」(P27)

ICT 環境整備等でも把握できるように自治体間格差が生じています。予算措置ができないために十分な教育環境の整備ができないことも少なからずあると考えます。その解決策として、政府において引き続き必要な教育投資を確保するということは本会としても重要なことと考えます。加えて、一部自治体で行われている学校支援としての寄付や、学校教育活動におけるクラウドファンディング等を行えるよう推奨していただくことを期待します。

3 「IV. 今後 5 年間の教育政策の目標と基本施策」について

(目標 1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成)

○ 「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」(P33)

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る上でも、カリキュラム・マネジメントの充実は重要と考えます。学校や地域、子どもの実態に応じて、教育課程の実施

に必要な人的又は物的な体制を確保するとともに、評価・改善を行っていく必要があります。一人一台端末は整備されたものの、それらに対応した教材教具の整備の強化も必要であり、自治体の予算措置は必須です。よって、測定指標候補に、教材教具の予算措置率について加えていただきたいと思います。

○「キャリア教育・職業教育の充実」(P35)

学校を卒業し社会に出る直前になって自らのキャリアを考えるのではなく、小・中学校の段階から社会の仕組みや仕事について学び、労働の意義に気付き、自らのキャリアを主体的に考えていくことが重要と考えます。そのために教育活動において多様な大人や職業人との交流の機会を醸成することが必要であり、教育課程の実施に当たっては、地域の人的・物的資源の活用が有効と考えます。

(目標3 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成)

○「運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実」(P41)

部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動への移行については、教員の働き方改革だけではなく、少子化等社会状況の影響から子どもが自らの興味・関心に基づく選択を可能とする意味でも有効と考えます。しかし、学校徴収金の集金状況や就学援助受給状況からみても、家庭の経済状況の格差は拡大しています。加えて、学校統廃合も全国的に進んでいます。部活動の移行後における子どものスポーツや文化芸術活動が、家庭の経済格差や居住する地域に影響されないような支援も確立していただきたいと考えます。

(目標5 イノベーションを担う人材育成について)

○「探究・STEAM 教育の充実」「若手研究者・科学技術イノベーションを担う人材育成」
(P45、46)

社会からの要請に応えることは学校として必要なことであり、初等中等教育における探求学習や STEAM 教育等の教科等横断的な学習の強化は賛同するところであります。また、イノベーションを担う人材育成のためにも、小・中学校では興味関心を多方面に拡げ、可能性を多く感じ取ることができる機会を醸成し、高校や大学等のより専門的な領域へ導いていけるようにしたいと考えます。そのための教材や人材の整備を通じたカリキュラム・マネジメントの推進には事務職員も貢献していきたいと考えます。

(目標6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成)

○「環境教育の推進」(P49)

地球環境問題への関心が高まる中、学校施設の ZEB 化や木材利用、エコスクールの整備等を推進することに賛同します。あわせて、整備した学校施設を教材として活用することについては、自治体との連携などに、事務職員の果たす役割が大きいと考えます。

○「災害復興教育の推進」(P50)

災害復興教育の推進については賛同するところでありますが、阪神淡路大震災等の災害から時間が経過し、語り継いでいくことがこれからの課題となっているなど、防災教育も転換

期を迎えていきます。自然災害の多い我が国において、防災教育は被災地だけの問題ではないと考え、その充実を期待するところです。

(目標7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂)

○「不登校児童生徒への支援の推進」(P51)

不登校児童生徒のための多様な教育機会の確保の必要性については賛同するところであり、学校内外での様々な居場所をつくり、「学び」と「育ち」の観点での支援を推進していかなければならないと思います。しかしながら、その様々な場所をつなぐ中心となるのは学校であると考えます。多くの地域住民がかかわる学校は地域の学びと育ちを支援する拠点としての役割を担うことのできるものと考えます。

○「ヤングケアラーの支援」(P52)

ヤングケアラーについては大きな課題であると認識しています。社会課題である貧困も増加の大きな原因ですが、以前から家庭内にあったことであり、ようやく社会の目に触れるようになってきたと認識しております。ヤングケアラーは児童生徒の教育の機会を損なうだけでなく、生徒指導上の課題にも発展していくことがあります。ぜひ社会全体でその課題と向き合い、行政を含めて早期発見ができる体制と学校への専門スタッフの配置、改善に向けた取組みが望まれます。

○「海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進」(P52)

支援を必要としたりマイノリティであったりする児童生徒の増加を実感するところあります。例えば外国にルーツをもつ児童生徒の場合、保護者が日本語を理解できないことにより家庭との意思疎通が困難であるなど家庭との連携が難しいこともあります。児童生徒への日本語教育支援に加え、行政から家庭への支援も強化していただきたいと考えます。

(目標8 生涯学び、活躍できる環境整備)

○「大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実」(P55)

デジタル化の急速な進展により学生時代に学んだ知識・技術が通用しなくなるなど、生涯にわたって主体的に学び続け、専門性や強みを伸ばし、成長し続けていくことが必要です。そのため、産業界等と連携したリカレント教育は重要なものと捉えます。私たち事務職員も危機感を持ち、学校スタッフとして学校に求められていることに十分こたえるだけの力量を身に付けるため、学び続ける姿勢と実行力をもって進んでいかなければならないと考えます。併せて、リカレント教育には職業的な学びだけでなく、人生を豊かにするような学びもあって良いと考えます。多様な人々が生涯に渡って学び続ける環境の整備を望みます。

○「高齢者の生涯学習の推進」「生涯を通じた文化芸術活動の推進」(P56、57)

学習や活動の成果発表の場として学校を活用することができると考えます。学校で行うことで、発表した人のやりがいや生きがいにつながることはもちろんのこと、その発表を観た児童生徒の文化芸術活動への興味関心にもつながるものと考えます。

(目標9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上)

○「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」(P58)

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に賛同します。しかし地域との連携協働では連絡調整などの渉外業務において、コロナ禍を経て増えきめ細かく臨機応変に対応することが求められており、地域学校協働活動推進員の配置促進、資質向上は急務であると考えます。また、この施策の指標候補について、実施校の数の増加といった指標がありますが、既に実施されているコミュニティ・スクールがその目的を果たしているかその実態を確認する必要もあると考えます。そして、コミュニティ・スクールの本来的推進に実行力を持たせるためにも教職員への人材への啓発、研修といった取組みも強化を望みます。

また、コミュニティ・スクール等の推進施策についての認知度は、社会全体でも未だ十分とは言えない状況に思えます。社会全体及び国民に広くこの施策が理解されることにより、この施策の推進のスピードや安定感が増すと考えられることから、社会全体への周知の徹底をお願いしたいところです。

さらに、学校と地域をつなぐ人材として、地域学校協働活動推進員は学校にとって非常にありがたい存在であります。多様な経験や豊かな知識をもった人に担っていただくことで、より一層子どもにとって豊かな学びの提供が可能になるものと考えます。

(目標10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進)

○「社会教育人材の養成・活躍機会拡充」(P59)

社会教育士はコミュニティ・スクール等の効果的な推進に大いに力を発揮できるものと考えます。社会教育主事講習の時間数の削減やオンライン化等による受講負担軽減もあり、事務職員もその資格の取得が促進されています。社会教育士の資格を有する事務職員がさらに地域とともにある学校の実現に貢献できるように、コミュニティ・スクールの効果や社会教育士の有用性を周知していただけることを期待します。

(目標11 教育DXの推進・デジタル人材の育成)

○「校務DXの推進」(P60)

学校の業務改善を推進する上で校務支援システムは重要な機能であります。しかし、一部の機能においてデジタイゼーションに留まるものもあります。これまで以上に現場の声を取り入れたシステムの開発を促していただきたいと考えます。その開発には本会も参加させていただこうと希望します。

また、GIGAスクール構想により教育の情報化が進んでいく中にあって、特に事務職員が関わる校務の情報化については、非効率なまま進んでいない現状にあります。事務職員が関わる校内の事務、市町村の事務、県費の事務があり、それらのシステムが連携していないため、ネットワークもデータのフォーマットも統一されていないことから、アナログで非効率的な作業が必要となることもあります。県・市町村のシステムの連携によりシームレスにアクセスできるようクラウド化の推進が期待されるところです。

○ 「基盤的ツールの開発・活用」「教育データ分析・利活用」(P61)

「文部科学省 CBT システム」は個別最適な学びを実現するためにも活用を促進していくべきだと考えます。また、「文部科学省 WEB 調査システム」についてもその効果を認めるものであり、すべての調査での利用を促進していただきたいと考えます。

また、デジタル庁も推進している「Web3.0」についても、教育 DX に関連して触れていく必要があると考えます。Web3.0 については実社会においては具体的には未知数ですが、例えばメタバースによる不登校支援、学校区を越えた交流学習や協働など、現状の課題解決を図る手段としても可能性の大きさを感じるところあります。

(目標 1 2 指導体制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強化)

○ 「指導体制の整備」「学校における働き方改革の更なる推進」(P63)

学校における働き方改革は確実に意識されるようになり、改善の傾向にはあります。しかし、学校が抱える課題の比に対してそれは未だ十分とは言えません。その解決と指導体制の整備のために、事務職員を含めたチーム学校を構成する教職員に対して期待をいただけたことに感謝しています。なお、共同学校事務室の設置の効果については事務の効率化・適正化等だけではなく、教員の事務負担軽減や事務職員の校務運営参画についても成果が示されています。ぜひ、指導体制の整備や働き方改革の推進の方策の一つに共同学校事務室の活用についても明記いただくことを期待します。

(目標 1 3 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保)

○ 「教育費負担の軽減に向けた経済的支援」「へき地や過疎地域等における学びの支援」(P66)

経済的困難を抱える家庭に対して就学援助を行うことは教育機会を保障する上で重要であり、今後も継続・強化を望むところです。学校現場においては、必要な家庭に就学援助を提供するために多くの事務職員や教員が尽力しております。事務手続きが得意でない保護者も少なからずおり、申請の補助を行うことでその提供が保持されていることもあります。今後は申請の簡素化や、一律に全家庭にその支援が提供されることも検討いただきたいと考えます。また、経済的状況等に左右されない質の高い学びの確保についての評価指標としては、「学校徴収金（給食費を含む）相当額を公費負担する自治体の割合の増加」を入れていただきたいと考えます。

また、経済的な支援とともに、子育てに関する相談や学びの場の提供といった家庭教育支援の充実も期待するところであります。

学びの支援として、ICT 機器の整備と合わせて、へき地や過疎地等でもネットワーク環境や通信環境のインフラ整備を推進し、誰もが質の高い教育を受けられる条件整備をしていただきたいと考えます。

(目標15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保)

○「学校施設の整備」(P69)

これまで学校の施設設備については安全の確保という側面から管理する意識が強くありました。しかし、今後は加えて、主体的・対話的で深い学びや、ICTを活用した学び等に対応していくといった効果的な学びの環境を整備していくというスクールファシリティ・マネジメントの視点も必要になってくると考えます。

○「学校における教材等の充実」(P69)

学校で使われる教材は、子どもたちの教育効果を高め、児童生徒の基礎的・基本的な学習理解を助ける上で極めて重要であり、その充実は不可欠です。令和2年度からは「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」が行われているところではありますが、自治体の財政状況に左右されない安定した教育活動の推進のためにも、その支援内容につきましても具体的な明記をいただけるとありがたいです。

以上、次期教育振興基本計画について意見を述べさせていただきました。本会では、事務職員の職務規定の法改正などを国民の期待と捉え、チーム学校の一員として校務運営に参画し、これまで以上に、子どもの豊かな育ちを支えてまいります。

「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）」に対する意見

多様性への対応と共通性の確保を使命とする定時制通信制高等学校として、「今後5年間の教育政策の目標と基本施策」の目標7「多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂」について、主に不登校生徒の「学びの機会の確保」という観点から次期教育振興基本計画に期待するところを述べます。

3つのニーズ

- 高等学校における「不登校」は定時制通信制課程の学校に偏在していることから、支援に要する資源の両課程への重点的な配分、特例的な制度の適用が必要です。
- 生徒が直面する困難の多様性が拡大していることから、専門職の配置の拡充に留まらず、専門職や関係機関との「連携」をコーディネートする役割を本務とする教育職の配置が必要です。
- 「不登校生徒本人等の声」を踏まえた要因分析・制度設計という視点は重要です。アウトリーチの強化とともに、不登校生徒や保護者、支援者といった「当事者」のつながりから生まれる「学び」と「育ち」への評価を高め、新しいつながりを生み出す「居場所」の創造が必要です。

1 専門職の常勤化と「連携」を担う専門スタッフの配置

- ・5つの基本的な方針の「②共生社会の実現に向けた教育の推進」には、学校に配置されているSCやSSW等の専門職と教員、関係機関と学校とのきめ細かな連携が重要です。しかし、その連携を担う特別支援教育コーディネーターや自立支援担当には教員を指名して充てているために、支援事例が非常に多い定時制通信制課程では授業時間の合間での対応となり、きめ細かな連携や協働が難しいのが現状です。したがって、34ページに示された「コーディネーター」は教育職の専門スタッフとして配置していただきたい。
- ・SCやSSWの勤務時間が全て相談・対応の予約で埋まる実態があり、連携のための情報共有・ケース会議が十分にできないので、複数配置、常勤化を望みます。
- ・同様のことは17ページで示されている「ICTの活用」にもあてはまり、一人の教員が教室での対面指導と教室外への同時双方向授業配信を同時に担うことは非現実的であるため、教員のスキルが定着するまでの期間限定でもオンライン指導をサポートする専門スタッフを配置していただきたい。
- ・以上のこととは、教員の働き方改革、ウェルビーイングの実現にも大きく寄与し、何よりも学習指導に注力できる環境が教員の学習指導力の向上やデジタル活用の加速にも資すると確信します。

2 全日制・定時制・通信制の区分の見直しと「不登校特例制度」の柔軟な活用

- ・51ページには定時制通信制課程の質の確保・向上を「全日制課程も含めた各課程の在り方から検討」と示されていますが、課程の別に囚われず「学校が生徒に合わせる」という観点での在り方検討を加

速させ、「いつ・どこで・どのように」学ぶことも等しく扱われる仕組を構築することが「学びの保障」につながると考えます。学校や課程を超えた取組推進には、出席や取組の把握等の教務的業務を担う人材や一元管理する仕組が必要となります。

- ・「不登校児童生徒への支援の推進」として示された不登校特例校の拡充は、小中で不登校を経験した生徒にとって進学先の選択肢を広げることにつながるので、指定を受けるための要件・手続きの簡素化、条件整備への支援も盛り込んでいただきたい。
- ・一方で、入学後に不登校傾向となる生徒も多数存在するので、特例校指定を受けていない学校であっても、特例校に準じた制度（通信の方法を用いた教育等）を個別に適用する裁量を学校に認めていただきたい。このことにより不登校の深刻化、固定化を一定程度防ぐことが期待できます。

3 学校内に必要とされるサードプレイスとしての「居場所」設置

- ・51ページには「文部科学省においてこども家庭庁による居場所づくりの取組との連携」が示されています。不登校支援としてこれまで様々な居場所づくりが進められていますが、今後拡充が期待される居場所は、まず不登校の当事者としての生徒・保護者・支援者が自由につながることができる場であり、そしてそれが学校内に置かれているということです。
- ・次に期待される居場所は、教室の代替となる「学べる居場所」です。学校外のフリースクールには費用負担の理由から通えない生徒も少なくないので、学校内フリースクールという位置づけの居場所拡充がぜひとも必要です。また、安定した居場所の運用の為には、人の配置や費用面の支援、制度的な位置付を明確にする必要があります。
- ・学校内外の居場所で相談・支援が受けられたとしても、高等学校においてはそれが単位の修得や卒業に結び付かなければ「学びの保障」となりません。各学校で定めている単位の履修：修得の認定要件を「多様な学びの実現」という観点から見直す必要があることを強調していただきたい。通信制課程には教科ごとに面接指導の時間数の基準が示されているように、全日制・定時制における対面とオンラインの組み合わせ基準の設置を求める。

令和5年1月18日

中央教育審議会教育振興基本計画部会に係る公立大学協会の意見

一般社団法人公立大学協会

会長 松尾 太加志（北九州市立大学長）

1. 全体的な計画について

- ・教育における課題や問題の認識が十分ではない

基本的な考え方やその方針について異論はないものの、基本的な方針では、教育としてどのような成果を目指すべきかについては述べられているものの、それを達成するためには何が課題であるのかについての問題が十分に認識されていないと思われる。

「今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき事項」として政策的な側面においては記述されているものの、抽象的な記述が多く、現在進行中の政策を追記しているにすぎず、現場サイドに立った課題や問題の認識が十分ではない。

たとえば、「各教育段階における教育の質の向上」において高等教育段階の記述の中に「国立大学法人運営費交付金や私学助成について、大学改革や教育研究の質の向上のため、適切な措置を図りつつ、多元的な財政基盤の確立を進める」と述べてあるが、公立大学に対する財政基盤については言及されていない。また、10兆円規模の大学ファンドに言及されているが、これについては様々な問題提起がなされており、大学がおかれている研究環境の課題についての問題が議論されていない。

2. 「我が国の教育をめぐる現状・課題・展望」に対して

- ・教職員の多忙化について

「我が国の教育をめぐる現状・課題・展望」の記述において、現場の教職員の過負担の問題に対する認識が十分ではないと思われる。記載されているのは、「学校における働き方改革については、その成果が着実に出つつあるものの、依然として長時間勤務の教職員も多く、引き続き取組を加速させていく必要がある」が唯一であり、「働き方改革」という文脈でしか語られておらず、現場の改革に委ねてしまっており、問題の深刻さの認識が十分であるとは言えない。

「今後の教育政策に関する基本的な方針」の中で「教師のウェルビーイングを確保することが必要」であるとの記述があるが、その確保のためにどのようなことをなすべきかの具体的な方針や計画が示されていない。

また、「指導体制・ICT環境等の整備」の中で「次期教育振興基本計画の実効性確保のためには、教師の人材確保が不可欠であり、学校における働き方改革の更なる推進とあわせて、指導体制の整備等を通じ、教職の魅力の向上を図る必要がある」との記述があるが、働き方改革や指導体制の問題だと矮小化されており、抜本的な改革が何も提言されていない。

教職員の多忙化を軽減するための方策案を、項目を立てて記載すべきではないか。

3. 新たな取組みの推進に対して

- ・新しい教育プログラム等に恒久的な支援を

目標4「グローバル社会における人材育成」で大学の国際化、目標5「イノベーションを担う人材育成」でアントレプレナーシップ教育、目標11「教育DXの推進・デジタル人材の育成」でデジタル人材の育成などがそれぞれ大学に求められている。

それぞれの取組みを推進することに異論はないが、こういった新しい取組みを実現するには、新たな人材が必要である。その確保のためには現行の教育プログラム等での教育リソースを削減せざるを得ない。その結果、現行の教育プログラムの質保証が担保されない可能性もある。すでに数理・データサイエンス・AIのリテラシーレベルの教育においても、各大学が現行の教育リソースを削減し対応している可能性が高い。大学が何を取捨選択するのか、どのような分野の教育の整理を行う必要があるかを明確に記すべきである。

現実にはすぐには整理することが難しく、新たな財政的支援がない限り、新しい取組みの実現は困難である。したがって、大学に新たな取組みを求めるには、何らかの恒久的支援を行うことを方策の中に盛り込む必要がある。

4. リカレント教育に対して

- ・大学や受講者への支援を

リカレント教育は高等教育機関において取り組むべき重要な課題だと考えている。しかし、大学では正規の学生の教育だけで手一杯であり、小規模の大学が多い公立大学ではリカレント教育を行う余裕がない。また、地方公立大学が設置されている地域は、人口の多い都市部の大学に比べ、受講希望者が相対的に少なくスケールメリットがなく、専門性の高い内容になると受講者の確保が難しく、開講しづらい。さらに、人手不足である地方の企業にとっては、就業時間内での受講を促進することが難しく、また受講希望の従業員に対して学費等の支援を行うことも困難であり、大学で学ばせる余力がないところが多い。

そのため、リカレント教育を行うにはそれを実施する大学、受講を希望する受講生に対しての支援を行うことが必須であり、夜間や休日の開講といった大学側の努力に頼るだけでなく、希望者が安心して定期的な受講ができるよう企業や官公庁への働きかけを合わせて検討する支援等も提言いただきたい。

5. イノベーションを担う人材育成について

- ・イノベーションを担う人材は理工系だけではない

目標5「イノベーションを担う人材育成」で、「高等教育機関において、デジタル・グリーンをはじめとする成長分野をけん引する高度人材の育成に向けた取組を推進する。また文理を問わず、地域資源や科学技術等を活用した社会課題解決に向けた教育を進める」とされている。しかし、指標例では、大学院の入学者以外に「自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合の増加」や「大学（学部）の理工系の学生に占める女性の割合の増加」が示されている。イノベーションを担う人材育成に理工系だけの分野でよいという考え方のように受け取れる。

一方、目標1では「確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成」

と掲げられ、その中では文理横断・融合も盛り込まれているにもかかわらず、イノベーションには理工系の人材を中心とするようなミスリードが生じてしまっている。

日本のイノベーションが遅れているのは、規制緩和など法的整備が追いついていないところも問題視されており、技術の進展に対して社会がどう対応するかを考えることができる人材が不足しており、科学技術的な側面における文理融合ではなく、行政や立法などに携わる文理横断的な人材が求められるはずである。

6. アントレプレナーシップ教育の位置付けについて

アントレプレナーシップ教育が、目標5「イノベーションを担う人材育成」の中で取り上げられている。人口減少、デジタル化、カーボンニュートラルなど直面している諸課題を念頭に置けば、これから社会は根本からの変革を余儀なくされ、国民一人ひとりが変革の中で生活を維持し、幸福を得ていくための新しい行動を迫られる機会が増えしていくことが予想される。これまで社会に変革を起こすような新しい行動を起こす人間は、アントレプレナーであり、その所作はイノベーションと言われてきた。これまでの社会は安定しており、アントレプレナーやイノベーターは少数で特殊な人材であるという理解が通り、目標5のように個別の区切りが通用する状況にあった。

しかし、これから多くの国民が生存のために新しい行動を余儀なくされるのであれば、アントレプレナーシップは多くの国民が共有しなければならない能力と言える。すでに社会の変化を予見して、リカレント教育、総合力の育成、リスクリギングや学び続ける力などが多くの国民にとって必要とされ、強調されるようになってきているが、より深く踏み込んで、アントレプレナーシップを醸成する教育を少なくとも、目標6「主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成」において取り組むべきものと理解をすべきである。

7. 教育への公的支出の拡大を

初等中等教育における教職員の忙しさについては報道されているが、高等教育機関においても教職員は教育・研究以外の業務の負荷が高く、外国と比べ論文数が低下するなど、研究力が落ちている。

こういった現状にもかかわらず、計画の中ではさまざまな教育の成果が目標として定められている。それらの目標を達成するのは現場の教職員である。教育において重要なのは、人的リソースである。DX や ICT といった環境の整備も必要であるが、人的リソースを増やすことが教育にとって最も重要である。教育を行う教員だけではなく、教員の事務的作業の支援をする職員の配置も重要であり、いざれに対しても財政的な支援の措置をすることが必要である。

「教育投資の在り方」の「第3期計画までの教育投資の状況」の中で、GDP 比で見た公財政教育支出総額について OECD 諸国との比較がなされ、その値が低いことが指摘されている。低いことに対して「必要な教育投資を確保する必要がある」という言及にとどまっている。指標例の中には、OECD の PISA などが指標として挙がっているが、OECD 加盟国における日本の教育への公的支出の割合を指標として挙げ、その割合を増加させることを目標とすべきである。

政府は、防衛力と科学技術イノベーション力への投資について、指標をもって示してきている。

岸田内閣は人への分配をコストではなく、未来への投資であるとして、その強化を重要政策としている。なかでも教育は国が主体性を持って取り組むべき重要な人への投資である。

科学技術イノベーションについては、長らく政府の投資目標の未達成が日本の科学技術力の低迷につながったという指摘があり、現行の基本計画において目標値が大幅に引き上げられ、防衛費については、今、GDP 2 %という数字が政策的に重要視されている。

岸田内閣が人への投資を重要視する中で、教育に対する投資目標を指標として掲げることは、政府の姿勢をはっきりと顕わすものとして、大変重要である。

8. 指標例について

・目標 1 内の「課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学の割合の増加」について
「課程を通じた学生の学修成果」がどのようなものを想定され、どのように調査されているのかわからないが、調査のやり方（エビデンスもなく各大学に把握の有無を尋ねる等）によっては、意味のある指標となるのかどうかわからない。

・目標 5 内の「自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合の増加」について

自然科学（理系）の分野を専攻する学生の割合を増やすことは、計画の中には明示的に触れられていない。これが目標「イノベーションを担う人材育成」を達成する指標になるかはわからない。基本計画に対する意見でも述べたが、イノベーションには理系の人材だけでできるものではないはずである。

・目標 5 内の「大学（学部）の理工系の学生に占める女性の割合の増加」について

参考関連データでは、理学部と工学部の割合しか示されていない。目標「イノベーションを担う人材育成」のために、どのような分野を専攻する人材が必要なのかを検討すべきである。

また、女性の活躍（理工系の女性を増やすことなど）とイノベーションを担う人材の目標は切り分けるべきである。

・目標 13 における「大学間連携に取り組む大学数の増加」について

なぜ、この指標が目標「経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保」の指標になるのかわからない。計画の中でも何も触れられていない。

「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）」
に対する意見

2023年1月20日
一般社団法人日本私立大学連盟
説明者：前田 裕
(教育研究委員会担当理事／
関西大学学長)

日本私立大学連盟（以下「私大連」）は、中央教育審議会教育振興基本計画部会が「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）」をとりまとめられたことに敬意を表します。本部会においてさらに論議を深めていただけたよう、具体的な記述をすることが必要と考えられる点等について、以下に意見を申し述べます。

1. 「I. 我が国の教育をめぐる現状・課題・展望」に関する意見

令和4年2月の諮問に示された2本柱であるウェルビーイングと超スマート社会（Society 5.0）を実質化するために、現代日本の教育および教育を取り巻く環境に十分に配慮しつつ、充実した検討作業が多面的に行われているものと拝察します。とりわけ、ウェルビーイングに関しては、国際社会に向けた「日本発」の概念整理が続けられており、議論の成果を大いに期待するところです。

（1）教育の普遍的な使命について

予測困難な時代の将来像を検討するにあたって、まず、「教育の普遍的な使命」が確認されていることは、見識ある検討手順として賛同します。その際、教育基本法が参照されていることにも異論はありません（2頁）。

ただし、次期教育振興基本計画の最重要概念の一つがウェルビーイングであることを考えると、「教育の目的」を定める第1条と「教育の方針」を定める第2条だけではなく、ウェルビーイングに最も親和性のある「教育の機会均等」を定める第4条にも具体的に言及する必要があると考えます。日本の大学生の約80%を擁し、入試の多様化やダイバーシティの推進にも積極的に取り組み、日本の高等教育の機会均等の実現に貢献することを何よりも重視してきた私大連として、第4条の「機会均等」を教育の普遍的な使命としてあらためて明確にしていただくことを要望します。

（2）ウェルビーイングについて

教育基本法第2条を要約するにあたって、「①知・徳・体の調和」という文言があります。「体」については、第1条の「心身ともに健康な国民の育成」という条文を踏まえた表現であると推察しますが、「心身」の「健康」という概念自体が多様化していることに

についても、最初にもう少し丁寧に説明しておかなければ、現代社会におけるウェルビーアイジングの根幹にある障害のある方などへの合理的配慮等との関係について、無用の誤解を産む恐れがあります。

たとえば、「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること」というWHOの定義（世界保健機関憲章前文）は、国際的認知度も高いものです。そのような現代的健康概念を次期教育振興計画のウェルビーアイジングの必須の構成要素として認識していることを明確に発信した上で、「誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す学びによる共生社会の実現」（10頁）のための方策をさらに具体的に検討されることを期待します。

（3）超スマート社会（Society 5.0）について

ウェルビーアイジングに関する意欲的かつ多角的な検討作業に比べると、もう一つの柱であるSociety 5.0に関しては、言及箇所も約10分の1と少なく、「人間中心の社会」（6頁）という一般的定義等が示されるのみとなっています。また、「超スマート社会（Society 5.0）」と「持続可能な社会」（6頁他）がまったく同一のものを指すのかどうかについても明確に理解し難いと感じます。次期教育振興計画の基本概念の一つですので、明快な定義を示すことが重要であると考えます。

なお、「超スマート社会（Society 5.0）」という表記と、「Society 5.0（超スマート社会）」という表記が混在しています。また、SDGsに関しては、文部科学省のホームページにおいて紹介されているESDが言及されていますが（12頁）、SDGsほど認知度は高くなないので、「注」などが必要であると考えます。

（4）第3期計画期間中の成果と課題

「第3期計画期間中の成果と課題」（2～4頁）を丹念に確認しておられることに敬意を表します。ただし、「成果」と「課題」が混在しており、次期教育振興計画の出発点が若干曖昧になる傾向もあります。次期計画が取り組むべき「課題」をさらに明確にしていただければ、問題意識が広く共有されると思います。

たとえば、「GIGAスクール構想の進展」によって、「ICT環境の整備が飛躍的に進展」したと総括されています（3頁）。その成果を否定するつもりはありませんが、他方、新型コロナウィルス感染症の拡大によって、オンライン教育が急速に普及し、ICT環境の整備に関する要求水準もさらに飛躍的に高くなっています。教育現場では、地域格差や学校・大学間格差、あるいは、児童・生徒・学生の経済格差等が議論になることも少なくありません。「教育デジタル・トランスフォーメーション（DX）の進展」は、多岐にわたる波及効果を持つので、まず、ICT環境の十分な整備ができているかどうかについて、各学校・大学の財政基盤や教員育成なども含めて、さらに具体的な検証を行い、骨太の基本計画を提示されることを期待します。

(5) 現状の分析

「予測困難な時代の象徴」として、新型コロナウイルス感染症の拡大とともに、「ロシアのウクライナ侵略」が数回にわたって例示されています（2頁他）。新型コロナウイルス感染症の拡大に関しては、オンライン教育の急速な推進を誘発し、正課外活動や国際交流の抜本的な再検討をもたらした点で、教育全般に重大な影響を与えたので、例示することは適切だと思いますが、「ロシアのウクライナ侵略」をそれと対等に併記することには若干違和感を覚えます。「ロシアのウクライナ侵略」が本年度の最も憂慮すべき国際的政治事件の一つであったことにはまったく異論はなく、現時点で注目度が突出していることも否定しません。しかし、議論を本年度に限定しなければ、「予測困難な時代の象徴」としては、地球温暖化あるいは気候変動、自然災害の多発、あるいは、エネルギー問題などが取り上げられてきた経緯がありますので、実施予定期間全体を踏まえた上で、「ロシアのウクライナ侵略」を特筆することの妥当性について、再確認する必要があると考えます。

なお、大学教育の現場では、流動する国際金融政策と深い関係があるとされる為替レートの不安定化が留学の促進や電子ジャーナルの整備充実などに深刻な打撃を既に与えており、新型コロナウイルス感染症の拡大に次いで、その予測困難な状況に対する不安が広く共有されていることを付記します。

2. 「II. 今後の教育政策に関する基本的な方針」に関する意見

5つの基本的な方針に関しても、全般にご見識ある検討作業が行われているものと拝察します。最終検討作業のご参考までに、「基本方針①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」に関し、私立大学の教育の現状と課題を踏まえた具体的な意見を申し述べます。

(1) 大学教育の質保証について

「特に大学教育については、大学進学率が50%を超える中で質保証に対する懸念が指摘されている」（11頁）とあります。大学教育の質保証に対する懸念を特筆する具体的な例や考え方を示していただければ、私大連における今後の参考にさせていただきたいと考えます。

上記の一文を拝見すると、大学教育の質保証を脅かしている要因は、大学進学率の上昇であると読みます。他方、大学教育の現場においては、少子化による18歳人口の減少、大学進学志願者の学力格差の拡大、大学進学率の地域格差など、複合的な要因が指摘されています。大学の質保証を推進するためには、「学修者本位の教育」（11頁）という既に広く共有されている一般的な理念を繰り返しつつ、情報公表の推進を掲げるだけではなく（13頁）、公表すべき情報に関するさらに多角的かつ具体的な分析が必要であると考えます。

個性輝く各私立大学の建学の精神の進展を目的とする私大連としては、質保証における

る方法論や指標等が大学教育の画一化を招き多様化を削ぐにことにならないか危惧するものであり、貴部会の十分な議論を期待します。

(2) 大学教育のあり方について

「主体的・対話的で深い学び」を実践する高校教育との接続を改善するために、大学教育においてもアクティブ・ラーニングやPBL教育などの導入を推進する必要があるという提言には賛同します（11頁）。また、「社会経済の課題が多様化・複雑化する中」、データサイエンス教育の推進と並行して（20頁）、文理横断・文理融合教育などによる「総合知」が重要であるという指摘も極めて妥当なものと考えます（11頁）。

ただし、大学が「知識の集積や体系化された理論の中核的機関」であるということを貴部会も認めておられるように（14頁）、「知識の集積や体系化された理論」に代表される「専門知」を次世代に高度化しつつ伝承するという大学固有の使命もあります。高大接続改革や社会連携推進が喫緊の課題であることは十分に理解しつつ、高大接続と社会連携だけにスポットライトを当て過ぎると、大学固有の使命が軽視されることにつながらないかとの多くの意見が出されました。イノベーションの創出には、アクティブ・ラーニングやPBL教育あるいは文理横断・文理融合教育だけではなく、それらを実質化するための「専門知」の充実が不可欠であることも明確にしていただくことを期待します。

(3) グローバル人材育成について

グローバル人材の育成については、「世界経済の停滞や国際的分断の進行の懸念が高まっている」との認識がされていますが（11頁）、為替レートの不安定化が留学の促進に深刻なダメージを与えており、学生の海外留学に対する支援がどのような形で推進されるべきか、具体的な言及がされることを要望します。また、在学中の留学経験が就職時にどのように評価され得るのか、企業側の組織的な取組が展開されることを期待します。これらの支援や取組が本計画のもとに示されることにより、経済的理由や就職への不安により留学を諦める学生が減少し、「留学機運の醸成」につながると考えます。

(4) 大学院教育のあり方について

大学院教育に関しては、「博士課程進学率が低い傾向」があるという既知の事実が再確認されているのみで（4頁）、学士課程教育に関する多面的な検討に比べると、残念ながら物足りなさを覚えました。大学院教育改革策としては、「産業界等との連携」による「強化」が提案されていますが（13頁）、学士課程教育のユニバーサル化が実現して、「専門知」の育成という大学固有の使命が大学院に移譲される傾向が強くなっている今だからこそ、大学院教育による「専門知」の高度化を推進する方策を具体的に検討する必要があると考えます。教育未来創造会議における大学院教育強化策なども参照しながら、各大学が共有できるバランスの良い基本方針を策定してくださることを要望します。

(5) リカレント教育とリスキリングについて

人生100年時代における次期基本計画のコンセプトともいべき「総括的な基本方針」に据えられている「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーアイングの向上」を実現するためには、社会人教育の充実が不可欠な要素となります。

リカレント教育については、私大連も大きな関心を持っており、独自に研究調査を続けています。私大連の現時点での検討においては、学士課程教育におけるリカレント教育と大学院教育におけるリカレント教育では、その社会的ニーズ等に大きな懸隔があるため、まず、分野別の特性も視野に入れながら、それぞれの目的と実施方法などを整理する必要があると考えています。リカレント教育においては、「高度専門人材を育成していくというリスキリング的な視点も重要」という指摘があり（14頁）、リカレント教育とリスキリングがシームレスに接続することが前提とされているように読みます。また、リカレント教育の目的は、「生涯学習の推進」と規定されている個所もあります（14頁）。趣旨は十分理解できますが、生涯学習と高度専門人材の育成は、教育活動としては、目的も方法論もかなり異質なもので、貴部会のリカレント教育論が教育学的に混乱しているのではないかと感じます。

社会人教育には、1) 生活の糧を得る、さらなる社会参画や知的満足（文化・教養）の充足といったことを目的として、概して職場を離れて行う「リカレント教育」と、2) 従業員が企業で就業中に新たなスキルを習得することを目的として、これまでに身につけてきた職務スキルを時代や産業構造の変化にあわせて新しく習得し直す、またはアップグレードするための「リスキリング教育」とに大別されるとの定義もなされつつあるようです。こうした点を踏まえますと、「目標8 生涯学び、活躍できる環境整備」は生涯学習という概念のもとでの「リカレント教育」のみを念頭に置いたものであるように感じられ、「目標8」以外は、幼児から就職前の20歳前後の、従来の一般的な大学生までを念頭に置いた目標や基本施策となっている感が否めません。上記の「大学院教育のあり方」とも関連しますが、高等教育機関におけるリカレントとリスキリングに係る概念の整理を含めた社会人教育のあり方、とくに「リスキリング教育」をも念頭に置いた目標や施策が必要であるように思われます。

リカレント教育やリスキリング教育の推進が大学教育にとって焦眉の課題であるという認識には、心から賛同しておりますので、「学修者本位」の議論をさらに精緻に整理して、私大連の今後の研究調査にも寄与する確かな指針を示してくださいと強く期待します。

3. 「IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策」に関する意見

(1) 成果指標について

成果指標については、現段階では【指標候補】として公表されるにとどまっていますが、今後各種数値指標が設定されることになると推察します。計画の成果評価に際して、数値化による可視化が必須であることは、十分理解していますが、その指標が実質的に

教育の質保証に貢献するものであることを慎重に検討し、数値自体が自己目的化しないように留意されることを期待します。

たとえば、「目標1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成」において、「4学期制を導入する大学の割合の増加」（36頁）が【指標候補】として挙げられていますが、候補として検討する場合には、まず、4学期制が大学教育の質保証にどのように寄与したのかどうかを確認する必要があります。また、同様に「目標5 イノベーションを担う人材育成」において、「全国の大学等における起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の受講者数の増加」（48頁）が【指標候補】として挙げられていますが、候補として検討する場合には、受講者数を指標とすることが適切かどうかを検討する必要があると考えます。

（2）私立学校の教育研究の質向上ための教育研究基盤の整備について

教育研究の質向上に関わって、「国立大学法人運営費交付金や私学助成などを確実に措置する」（30、64頁）とされ、私立学校の教育研究基盤の整備に関わって、私立学校振興助成法が目的としている「教育研究基盤整備に係る施策を引き続き推進し、私立学校の教育条件の維持向上及び学生等の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高める」（69頁）とされています。

しかしその一方で、その実現に向けた数値目標等が明確になっていません。わが国の大學生に対する「教育費の公的負担率」「政府支出に占める公的教育費割合」がいずれもO E C D各國の中で最低水準であることや、学生一人当たりの公財政支出について13倍に上る国私間格差の存在といった現状を開拓するための、より具体的な基本施策と評価指標等が設定されるべきであると考えます。

（3）理工系分野での女性の活躍推進について

高等教育において理工系分野や文理融合分野を専攻する学生を増やすことは、多様化する社会課題を複合的な視点から解決する人材の育成に繋がり望ましいと思います。そのためには、「女子中高生の理工系分野への興味・関心」を高める必要があり、「ロールモデルの提示」などの提言があり（47頁）、その通りであると考えます。さらにこれに加えて、家庭や学校等、社会全体として、小学校教育を含めた初期の教育段階からの理数系科目への性別による区別意識や思い込み（アンコンシャス・バイアス）を排除することも重要であると思われます。この観点からは、成果指標においても、「勉強は好き」と思う児童生徒の割合の増加（36頁）は男女別の指標とするのがよいのではないかと考えます。

以上

中央教育審議会 教育振興基本計画部会
『次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）』に対する意見

日本私立大学協会
令和5年1月20日

教育振興基本計画は、平成20年の第1期計画策定以降、高等教育分野においては、大学教育の質的転換を促進し、学生の経済的支援策である修学支援新制度を設けるなど、教育基本法に基づく我が国の教育振興のための中長期的な総合的計画の機能を担ってきた。

この度の「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）」（以下、審議経過）については、そのとりまとめに当たられた中央教育審議会教育振興基本計画部会のご努力を多とする。

その上で、私立大学の視点から下記の諸点について意見を申し上げるが、審議経過全体を貫いては、なお次の点に対する配慮が必要と考えるので、冒頭に指摘しておきたい。

- ウェルビーイングに代表されるように、その内容や趣旨については理解できるものの、まだ日本社会に定着したとは言い難い外来語の使用については抑制的であることが望ましい。
- 高等教育関連では、成長分野のほか、イノベーション人材やデジタル人材の育成など理工分野に傾斜した感が否めない。その重要性は理解するものの、教育振興基本計画が我が国の中長期的な総合的計画という性格を鑑みれば、先行き不透明な未来を見据え、まずはこうした重点措置の前提として、各学問分野の調和ある発展とそのための基盤的な支援策とが明記されるべきと考える。「選択と集中」により我が国の研究力は低下したと言われるが、教育において同様の事態を招くことがあってはならない。

1. 私立大学を中心とした高等教育のグランドデザインの構築について（p65関連）

- 私立大学は、建学の精神に基づく多様で特色ある教育と学術研究とにより、国や地域のリーダー層から、我が国の強味である分厚い中間層に至るまで、社会の様々なニーズに対応した人材を輩出してきた。
- これに加え、私立大学ではファッションやアニメーションなどのコンテンツ産業分野、看護や栄養などの医療・福祉分野、経営や商学などのビジネス分野など、戦前から今日までの産業構造の変化に対応して「新たな学問分野」を開拓し、高等教育の裾野も拡大してきた。
- 一方で、第3期教育振興基本計画において、国公私立の設置者別の役割分担について検討を行うとされたことを受けた、平成30年の中教審答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」では、私立大学を高等教育の「中核基盤」として支える旨が示されたが、中核に相応しい環境整備が進められているとは到底言い難い状況にある。
- 審議経過では、高等教育全体の規模の検討を進めていることが示されているが、これまでに私立大学が我が国の発展に果たしてきた役割や、我が国の大学の約7割超を占め、全学生数の約7割超を占める学生の教育を担っていることを鑑みれば、多様な価値追及を行う私立大学を高等教育の中核に据える「高等教育政策の構造的大転換（パラダイムシフト）」の速やかな実現が求められる。

- なお、財政健全化が焦眉の課題である我が国においては、「官」から「民」への流れの加速が不可欠であり、高等教育政策のパラダイムシフトの実現と併せて、国立大学については、国策に基づく世界トップレベルの研究や大学院大学化など国立大学でなければ困難な教育研究に特化するなど、その使命・機能・規模の検討を一層進める必要がある。
- また、公立大学も国からの支出である地方交付税によって運営されているが、地方の中小規模私立大学の地域への貢献は、公立大学と比しても遜色はない。国費の多額な支出を伴う公立大学の増設ありきではなく、国および地方自治体の両者において、まずは民間の教育機関で費用対効果の高い私立大学の活用と支援にその叡智を傾けるべきである。

2. 地方部と都市部の調和ある発展について (p66関連)

- 今年度、教育未来創造会議の第一次提言や5月の財務省建議を踏まえ、定員未充足大学に対する補助金配分の厳格化などが実施されている。修学支援新制度の機関要件においても「直近3年度全ての収容定員充足率が8割未満」の大学を対象校から外す措置が新たに行われる予定だが、近年の定員未充足の状況のみに着目し、経営の安定性や教育の質を疑問視する傾向を危惧する。
- 私立大学には定員に満たなくとも、地方創生の拠点として地域の人材養成を担っている大学や、教育の質保証に向けて入試で基準に達しなければ入学を許可しない方針をとる大学も存在する。更に、既定の定員超過率を遵守するため、合格発表期限の3月31日まで行われる国公立大学の追加合格により定員未充足が生じる覚悟を持って合格者を決定している実態が私立大学にはあることも考慮されたい。定員充足率はあくまで経営指標の一つにすぎず、定員未充足の状況を過度に重視することは、国土の均衡ある発展や質保証に向けた先進的な取組をも阻害しかねない。
- 日本私立学校振興・共済事業団の調査^{※1}によれば、令和4年度の入学定員充足率が8割未満の大学は116校で、既に全私立大学の約20%を占める状況となっている。少子化が急速に進み、18歳人口の減少が今後更に拡大することが避けられないなかで、定員未充足の大学を公的な支援から排除する政策が統一すれば、畢竟、人口減に喘ぐ地方から大学教育を受ける機会が奪われ、地方の加速度的な衰退を招来することとなる。
- 定員未充足の問題を偏に大学の責に帰すのではなく、少子化による人口減がもたらす我が国特有の社会問題の一つとして捉え直す時期に来ている。定員未充足であっても、経営努力をし、質の高い教育や社会貢献により、地域の貴重な高等教育機関として存在する私立大学に対しては、むしろ国が積極的に支援する発想の転換が求められ、教育振興基本計画にその旨が記載されることを切に期待する。我が国の未来のため、様々なポリシーの下で展開される高等教育を選択する機会を地方に残したい。
- なお、あわせて地方私立大学の経営を圧迫している「魅力ある地方大学の実現に資する地方国立大学の定員増」制度の撤廃も強く求めたい。

※1 日本私立学校振興・共済事業団、令和4(2022)年度私立大学・短期大学等入学志願動向、2022.9.9

3. 経済的状況によらない質の高い学びの確保について (p66関連)

- 住民税非課税世帯を主とする低所得層を対象とする修学支援新制度の新設により、それ

まで給与所得者で841万円以下の「中間所得層」の学生に対する経済的支援を行ってきた私立大学等経常費補助金の「授業料等減免制度」が廃止された。これにより、現在、私立大学で学ぶ低所得層と中間所得層の学生の間で、授業料を含む学納金負担に「断絶」とも称される著しい格差が生じている。

○現在、修学支援新制度については、中間所得層への拡大が検討されているものの、その対象は多子世帯や理・工・農学部の学生に留まり、低所得層と中間所得層の間に生じている格差の解消に向けては不十分と言わざるを得ない。

○中間所得層への支援強化にあたり、修学支援新制度の対象外となる学生に対して、独自の奨学金制度を設けて経済的支援を行う私立大学については、私立大学等経常費補助金において財政的支援を恒常的に行なうことが強く望まれる。私立大学で学ぶ学生に対する経済的支援策については、このような私学助成などによる「機関補助」と修学支援新制度などの「個人補助」の両輪のバランスのもとに講ぜられることが極めて重要と考える。

○資源に乏しい我が国においては「人財」こそが重要な資源であり、家庭の経済状況に拘らず、望めば誰しもが高等教育を受けられる社会の実現が強く望まれる。経済的理由により高等教育へのアクセスを断念させないとともに、入学後の学生が安心して学修に集中できる支援制度が望まれる。

○なお、修学支援新制度では、教育の質保証や経営の安定性との関連が必ずしも明確とは言い難い要件や特定の教育を一律に求めかねない要件を含む「機関要件」によって、設置認可や認証評価などの公的な質保証を受けた高等教育機関であるにもかかわらず、低所得層の学生が学びたい高等教育機関で学べない矛盾が生み出されている。学生の経済的支援を目的とする修学支援新制度においては、「学生に責任のない」機関要件は撤廃されるべきである。

4. 高等教育に対する公財政支出と私立大学等経常費補助金の画期的拡充(p27-31関連)

○審議経過では、我が国の教育投資について、OECD諸国など諸外国における公財政支出などの教育投資の状況を参考とし、教育振興基本計画に掲げる目標の達成や施策の実施に必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保すると述べている。

○我が国の高等教育への公的支出はOECD諸国の中にあって最下層に甘んじており、高等教育の経費負担は大きく家計に依存したままとなっている。近年、高等教育に対して国による大型支援が実施されるようになってはきたが、国立大学と私立大学の間で未だ手つかずとなっている、学部学生一人当たりの公財政支出の格差が約13倍にも及ぶ不合理の早期是正が強く求められる。

○国立大学の学生も私立大学の学生も我が国の社会の発展に果たす役割の重要性に相異はない。こうした国私間の不合理な格差是正に向けて、改めて我が国の高等教育に対する公財政支出の更なる拡充と、基盤的経費である私立大学等経常費補助金による「2分の1補助」の早期実現が図られるべきである。

おわりに～第4期教育振興基本計画を実効あるものとするために

- この度の審議経過において目標として掲げられたリカレント教育の充実（p55）、イノベーション人材（p45）やデジタル人材（p60）の育成などにあたっては産業界や経済界などの協力による環境整備が不可欠である。これらの施策を実効あるものとするためには、経済産業省や厚生労働省をはじめとする他省庁と連携した施策に踏み込んでいくことも必要である。
- 他にも高等教育機関の連携・統合（p65）や私立学校のガバナンスの強化（p69）をはじめ、私立大学にとって重要な課題が示されている。今後も高等教育の「中核基盤」たる私立大学が、不透明な未来を切り拓く人材育成と、地域のニードに応え、世界をリードする学術研究とにより、我が国および国際社会に貢献していくためには、その源泉となる私立大学の「自主性」「独自性」「多様性」が尊重されなければならない。

以上

「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について(報告)」
に対する意見書

2023年1月17日
公益財団法人 海外子女教育振興財団

はじめに

次期教育振興基本計画は、これまでの我が国の教育政策を総括し、計画期間のみならず2040年以降の社会を見据えた教育政策の基本コンセプトとも言うべき総括的基本方針であるものと認識しています。

本計画の審議経過報告は、各教育段階における現状と課題を踏まえ、多角的に検討されているものであり、我が国の教育計画の個々の方向性としては概ね妥当なものと考えます。

一方で、現今の世界の情勢における我が国の相対的ポジションの低下と、国内の人口減少問題や労働生産性低下をはじめとする将来課題は、かつて経験したことのない領域に突入してきています。まさに、期せずして「国の形を変える」までの状態にあるとの危機感を感じざるを得ません。

上述の通り、今回提示された個々の教育政策の目標と基本施策については特に異論を挟むものではないとはいえ、全体として様々な社会課題解決に直結しない感覚を多数の国民が持つに至ると想定されることに注目すべきであります。

「人づくりは国づくり」との考えに立ち、これまでの教育改革の延長線上とも言うべき状態からここで脱却し、我が国の教育政策の大転換を、本計画をもって社会に提示し着実に進めてゆくことが極めて重要です。日頃から世界各地の教育事情に接し、時には間近にその実情を知る立場にある者としてその思いを強く持つものであります。

日本型教育の優れた点を更に維持発展させつつ、世界の新しい教育の潮流に遅れることなく絶えずアップデートを行うと同時に、数値をもって表せない能力やこれからの不透明な時代を生き抜くために必要な能力を、我が国の未来ある若い人材に身に付けさせる教育を如何に創出するかということに叡智を結集することが肝要です。

もって、我が国の成長力の回復に向けて教育・人づくりを重要視した「教育改革」の方向性を明確に社会に提示し、国民的コンセンサス得て我が国全体として本気で取り組むことが不可欠であると考えます。

まさに国家として、日本社会としての「人材育成戦略」を提示することが次期教育振興基本計画の役割であると考え、そうした未来最適の観点から以下の通り意見を述べさせていただきます。

1. 教育改革（1）我が国における教育政策の変革に向けた社会的コンセンサスづくり

我が国の将来ビジョンを実現するための「人づくり」を、家庭教育、義務教育、中等・高等教育、社会人教育、地域ぐるみの青少年育成を通して、一気通貫の基軸をもってこの

度の次期教育振興基本計画の中で提示することが極めて重要であると考えます。

その意味で次期教育振興基本計画を、我が国全体の長期的国家戦略における人材育成戦略として教育改革への道筋を指示示す位置付けとすることが、極めて重要な意味を持つといえます。

また、現行教育制度における障害は、政治が責任を持って取り除くとの明確な国としてのメッセージを、骨太方針・成長戦略などを活用して発信することは不可欠であるとともに、教育改革を通して日本人の持つ強さやしなやかさを磨き上げてゆくことへの決意を国が示すことが重要となります。

折しも国として「異次元の少子化対策」への挑戦を政策の柱に掲げている中で、健全な財源論をリードするためにも経済政策とその中身たる教育政策の両輪で、国民とのコミュニケーションを図り、社会的コンセンサスを得ることで、社会全体の力を結集した教育改革が実現するものと確信しています。

2. 教育改革（2）次期教育振興基本計画の長期計画化と従来の枠組みを越えた取組へ

上述の教育改革に本腰を入れて社会全体で取り組むためには、教育の目標などを定める教育振興基本計画を5年間の計画期間から10年間に変える検討に着手する必要があると考えています。

元来2040年以降の社会を見据えて論議を進めてきていることから、10年という長期間での教育振興策の内容や、その予算規模を「可視化」することは、国民の理解を得るのに極めて重要となります。教育変革に投じる予算の総額については、10年計画では前半の5年分を示すことで、予算の硬直化を避けることは可能です。

加えて人生100年時代と言われ、社会変容・技術進化が想像を超えるスピードで進む中において、社会から求められる能力が変容の度を増してゆく事を考えれば、教育・学習目標の変革、教育方法等への変革は欠かすことのできないテーマとなります。

●新しい教育体系への変革：例えば

- 義務教育年齢の拡大、多様な思考を育む教科書制度への改革の検討
- 授業時間数柔軟設定化に向けた検討着手
- 全国学力調査の位置づけの見直し、入試制度改革 等

●新しい教育方法への変革：例えば

- ダブルスクール、ダブルデュプロマの学校制度改革に向けた積極的取り組み
- 知識重視型と思考力重視型双方を同時育成する視点による教育方法の確立
- 哲学的思考をベースとしたキャリア教育、ポータブルスキル（汎用力）、危機管理能力（グローバル視点からのD E & I 教育）、変革力育成 等

●新しい教育資源への変革：上記新たな教育方法を実現する為に社会のリソースをフル動員する。

例えば、企業出身者への教員免許付与など免許種類の多様化 等

3. 教育改革（3）教員の社会的プレステージ向上

国際社会における我が国のプレステージ向上のためには、国を挙げてのグローバル人材の育成が急務ですが、そのためには「教員のグローバル視点の育成」が不可欠となることは明白です。

また、上記の各ポイントを実現するためには、教員として求められるスキルの変革も待ったなしの課題であり、教員養成大学における教育プログラムの一層の進化、研究開発が求められます。スキル獲得の意欲を高めるためには、教員のやりがいの創出や処遇の問題も避けられません。

民間企業のグローバル化に向けた取り組みの歴史と同様に、インターン段階も含めて教員初期段階のグローバル経験を全員に積ませる等の抜本的改革が不可欠であります。

我が国は世界に320校を超える在外教育施設を有しております、教員の能力開発のために新たな視点からの利活用も十分に検討に値する施策となります。

また、社会全体の多様性と受容性の育成を図るためにには、教員のD E & I 教育スキルを免許付与必須条件とすべきであると考えます。発達支持的生徒指導に関して言えば、個々の児童生徒の個性と受け止めた上で対応力を如何に教員として習得し、日々の教育指導に自然に活かすことができるか、この面についても教員養成大学における研究開発、指導取組みの強化が待たれます。

いずれにしましても、これから教員には指導能力はもちろん、人間としての力量の躍進が望まれます。

おわりに

長年に亘って海外で生活する邦人子女の教育を支援するとともに、グローバル人材の育成に微力ながら尽力してきた立場からは、何よりもこの度の基本計画が、内向き傾向に陥りやすい若い世代の目を大きく外に広げる契機となることを期待します。

そのためにも、外国語の習得、とりわけ実践に役立つ英語力獲得が重要です。多文化共生を観念で終わらせないための語学教育が急務であることは申すまでもありません。

また、昨年成立した「在外教育施設における教育の振興に関する法律」の理念を十分に踏まえた上で、「グローバル人材の原石」を日本の未来に活かしきるべく、帰国子女教育政策の見直しも望みたいと思います。

冒頭に述べたように、かつてない「国難」に直面している我が国を強靭化する根幹が教育であることは論を俟ちません。本教育振興基本計画に期待し、その成果が実り多いものとなることを心より願います。

最後に、我が国の社会的生産性向上のためには「生涯学習」への啓蒙啓発が不可欠ですが、教育振興計画において、その土台は「幼児教育や初等教育にあり」との明確なメッセージを発信することが重要であることを申し添えておきます。

以上

第3次教育振興基本計画に対する提言

(公社) 日本学校歯科医会 副会長 柏植紳平

全体的には未来を展望し、今後5年間で何を成すべきかをかなりしっかりと網羅した計画であると思われる。ここでは私達の専門分野である保健、安全、食育に特化して気付いた修正点等を提言させて頂きたい。

(1) 学校保健委員会、学校安全委員会の活用

この計画でもP15、P21、P24、P30、P37、P38、P40と多くの箇所で指摘されている通り、子供の肥満・痩身、メンタルヘルスの問題、アレルギー疾患、感染症といった心身の問題ばかりでなく、いじめ、不登校、医療的ケア児、貧困、ヤングケアラーなどの今日的課題に対しても、学校保健委員会がそれぞれの状況に応じてどのような解決方法が最善であるのかを協議決定し、連携・協働して活動できる最も効果的な組織であると言える。また、学校安全についても同様である。(公財)日本学校保健会では毎年、全国自治体の学校保健委員会の設置率を調査発表しているが、地域によっては、設置はしているが全く開催されず有名無実化していて、非常にもったいない事態だと思われる。

具体的にはP40の下から4行目「…図るとともに、」の後ろに「学校保健委員会を効果的に活用し」の一文を挿入していただきたい。そしてP42の指標候補として「学校保健委員会・学校安全委員会を開催する学校の増加」を追加していただきたい。

(2) 健康診断について

2022年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」の中で、「口腔の健康は、健康寿命の延伸や医療ニーズの総量を減らすことにつながる可能性が示唆されていることから、国民皆歯科健診に向けて、歯科健診体制をより一層整備する。」と示された。学校においては、私たちは「卒業後も自己管理と定期的専門管理（定期健診）を自ら行える児童生徒の育成」を目指しているが、歯科に限らず定期健診は健康の維持には重要不可欠である。厚生労働省の医療経済実態調査では、20代から40代において医療機関を受診する割合が低下することが分かっているが、これは学校教育の中で健康診断の重要性をもっと教育する必要があることを示唆している。今後、國の方針として国民皆歯科健診が推進されるが、目標3の指標候補として「自ら定期健康診断を受ける児童生徒の増加」を追加して頂きたい。また、教育分野においては、大学生の歯科健康診断は学校保健安全法に規定されていないため行われていないが、骨太の方針を受けてこの計画への位置付けを検討いただくことを要望する。

(3) 食育について

食育は「食べ物」と「食べ方」から成り立っている。「食べ物」については、「地産地消」や「栄養」で比較的充実していると思われるが、「食べ方」については、箸の持ち方や姿勢、食べる回数や時間といった生活習慣にも関連している。今はコロナ禍で「黙食」が推奨されているが、本来は誰と食べるかや会話を楽しむなど心の健康にもつながっている。また伝統文化にも関連している。食育が充実することで子供たちがさらに豊かな人生を送れる可能性が増すと思われる所以ぜひ推進して頂きたい。

中央教育審議会教育振興基本計画部会 関係団体ヒアリング 日本医師会・日本学校保健会

第Ⅱ章関係

- **心身の健康の保持増進 (p8)**
⇒心身の健康はウェルビーイングの大前提
- **教師の健康管理を行う医師の配置 (p9)**
⇒教師のウェルビーイングを確保するためには産業医の配置が必要

第IV章関係

- ・ **インクルーシブ教育につながる共生社会の理解** (p37, p 50)
⇒特別支援教育に特化せず豊かな心の育成の観点が必要
- ・ **養護教諭の配置基準改善、栄養教諭の配置増** (p40)
⇒現状では現代的健康課題を抱えた子供たちに対処不可能
- ・ **三師・三師会との連携強化と事業の再整備** (p40)
⇒三師連携した学校保健活動を行うプラットフォームの再整備を
- ・ **健診結果を活用した健康教育の推進** (p40)
⇒健診データは健康教育の入り口、活用促進を
- ・ **基本的な生活習慣の確立に関する理解・自覚** (p41)
⇒望ましい生活習慣を継続するためには理由の理解・自覚が必要

中央教育審議会教育振興計画部会

次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）
に係る意見

公益社団法人全国学校栄養士協議会
会長 長島 美保子

長びく新型コロナウイルス感染症の拡大、ロシアによるウクライナ侵略の情勢など、今まで予期しなかった状況は、児童生徒の心身にも大きな不安感・閉塞感を落としている。

しかし、いかなる状況下にあっても、希望をもって未来を切り開いていくことのできる児童生徒の育成は、教育の普遍的使命であり、世界的な不安の中にいる今だからこそ、具体的で明確な教育政策を実行していくことができると考える。

私たち栄養教諭は、新型コロナウイルス感染症対策としての休校措置、学校給食も休止となった状況の中で、食と健康に果たす学校給食の役割を改めて再認識した。

学校給食が休止の間、子供たちの食生活はすべて家庭にゆだねられ、既成の弁当や調理済み品、インスタント食品等を利用する機会が増え、成長期に不可欠な栄養素の不足や偏りとあわせ、生活習慣の乱れ、運動不足、メンタル面での問題等、多くの健康課題が顕在化した。

人が生きていくためには、「食」は最も重要不可欠のものであり、成長期の子供たちにとって、学校給食が果たしている役割は非常に大きい。

児童生徒に義務教育段階で、「命をつなぐ」食を営む力を、しっかり身に付けさせることこそが、予測不能な事態に直面した時、その事態を力強く切り開いていく原動力になるものと確信している。

■IV、今後5年間の教育政策の目標と基本施策

目標3 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成（P40～）

【基本施策】

○学校保健、学校給食・食育の充実

○個別的な相談指導は、全体での指導では解決できない個別性の高い健康課題について改善を促すために、該当する児童生徒の個々の課題に対して、専門性に基づいた、定期的・継続的な丁寧な指導が求められる。

栄養教諭は、偏食のある児童生徒、肥満・やせ傾向にある児童生徒、食物ア

レルギーを有する児童生徒、スポーツをしている児童生徒、食行動に問題を抱える児童生徒等を対象に、個別的な相談指導を行っている。

個別的な相談指導は、栄養学等の専門的な知識に基づいた対応が重要であり、栄養教諭が主体となって指導を行うことが必要である。

また、児童生徒の食に関する健康課題は、家庭での食生活や食習慣と密接に関係している場合が多いため、保護者を対象とした面談や相談指導も設定するなど指導内容等について学校と家庭が共通理解を図る必要がある。

○「・・・・・・学校教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実するとともに、養護教諭・学級担任・栄養教諭・学校医等が行う健康相談及び保健指導、健康管理、保健組織活動などの学校保健の推進を図る。」と記述されているが、栄養教諭の個別相談指導の位置づけが明記されていないため、個別相談指導の位置づけを明記していただきたい。

○食に関する専門性を有する栄養教諭が学校組織の中でしっかりと力を発揮できるよう、栄養教諭自らが資質向上に努めることとなるが、栄養教諭の更なる活用推進も図っていただきたい。

○学校給食が、食に関する「生きた教材」としての重要な役割を担うことから、「誰一人取り残すことのない」食育が全ての学校において実施されるよう、第3次食育推進基本計画において中学校給食の実施率を90%以上とする目標値が掲げられ、達成したところである。

全ての学校において学校給食が行われるよう実施率向上に努めていただきたい。

■基本的施策の指標候補について(P42~)

「朝食を欠食する児童生徒の割合」が掲げられているが、朝食欠食の背景には、生活習慣の乱れ等様々な改善すべき要因とあわせ、子供の貧困や家庭環境等に起因する欠食もあり、朝食を食べたか、食べないかだけでは、その背景まで評価することはできない。

この指標に加え、

- ・「食事の準備や調理などの手伝いをしている児童生徒の割合」(本協議会では、2019調査結果あり)
 - ・「規則正しい食生活を実践しようとしている児童生徒の割合」
- 等、児童生徒の食に関する意識の変容の方向性や学びによる行動の変容を推し量ができる具体的な指標を設定していただきたい。この指標を踏まえた

食に関する指導の充実を図ることによって、児童生徒は、食を営む力を身に付けることができると考える。

■目標12 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化（P62～）

○私たち栄養教諭は、子供たちに食の自己管理能力の育成を目指し、学校給食を身近な教材としつつ、体系的で継続的な食に関する指導を、全ての学校で行うことができるよう願いながら、学校教育活動に横断的に参画し取り組んでいる。

○栄養教諭は、平成17年制度導入以降、各都道府県において任用・配置が進められているが、近年、その増加傾向が鈍化しつつある。また、配置における地域間格差も顕著であり、すべての児童生徒に一定水準の食育を行うことは極めて難しい状況がある。

○全ての児童生徒が、栄養教諭の専門性を生かした食に関する指導を等しく受けられるよう、より一層の配置促進を検討していただきたい。また、近年、各地域において、調理場のセンター化が進んでいることもあり、現行栄養教諭配置基準に照らせば、益々配置数は減ることになり、結果、一人の栄養教諭が多くの学校を対象に指導することになっている。

○学校栄養職員から栄養教諭への移行の促進や計画的な採用促進をお願いしたい。栄養教諭の配置定数の基準についても、児童生徒への個別的な指導や関わり、食に関する指導等教諭としての職務が求められているにもかかわらず、学校栄養職員との明確な線引きが無いことから、栄養教諭の配置基準（下記添付資料）の見直しを検討して頂きたい。

＜添付資料＞

○栄養教諭及び学校栄養職員定数

学校給食単独調理校	550人以上の学校数	× 1
	550人未満の学校数	× 1／4（4校に1人）
共同調理場	1500人以下	× 1
	1501人～6000人	× 2
	6001人以上	× 3

「次期教育振興基本計画の策定に向けた これまでの審議経過について（報告）（素案）」 に関する意見

2023年1月23日
一般社団法人 日本経済団体連合会
教育・大学改革推進委員会企画部会長
平松 浩樹

「Ⅱ. 今後の教育政策に関する基本的な方針」について

「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）（素案）」(注1)

【総括的基本方針】(7~9頁)

- ①2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成
- ②日本社会に根差したウェルビーイングの向上

【5つの基本的な方針】(9~24頁)

- ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ②誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

(注1) 以下、「報告素案」

<「Ⅱ. 今後の教育政策に関する基本的な方針」に関する経団連意見>

- ◆ 「総括的基本方針」および「5つの基本的な方針」には、経団連が求める教育目標や基本的な方針の考え方の多くが含まれているものの、とりわけ項目の見出しを見た場合に、協調性や共生社会といった面が強調され、主体性、創造性、尖った人材、イノベーションの重要性、競争力強化の面が欠けている印象がある。そのような認識から、以下のように修正すべき。
 - ・「総括的基本方針」の「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」について、「2040年以降の社会を見据えた活力あふれる持続可能な社会の創り手の育成」に修正。
 - ・「基本的な方針①」について、見出しを「グローバル化する日本社会の持続的発展に向けて、主体的に学び続け、創造力に富んだ人材の育成」に修正。また、1番目の小見出しを「日本社会の持続的な発展に向けて」としたうえで、冒頭に「グローバル競争が激化するなか、日本が輝き続けるためには、世界で活躍するイノベーターやリーダー人材の育成が重要」との一文を追加。
- ◆ 同様の認識から、個人のウェルビーイング向上において、達成感を得る経験の積み重ねや、人生を切り拓く意思、将来のキャリア意識の醸成等を図っていくことは重要。「日本社会に根差したウェルビーイング」の要素(8頁)に、「主体的な学びを通じて、達成感を得る経験を積み重ねていくこと」(主体性、達成感)、「人生を切り拓く意思や将来のキャリア意識の醸成」(人生を切り拓く意思、キャリア意識の醸成)等も盛り込むべき。協調的幸福のみを強調することがないよう、留意すべき。なお、目標2の指標として「主観的ウェルビーイングに関する指標の向上」を掲げる場合も、向上心や達成感といった面を重視した指標とすべき。

«経団連「『次期教育振興基本計画』策定に向けた意見」(2022年10月)(注2)のポイント»

【理念】

- (a) 主体性
- (b) 創造性
- (c) 多様性・公正性・包摂性
- (d) 連携・協働

【教育目標】

- ①わが国の持続的な発展や国際競争力の強化を実現する観点から、**Society 5.0で活躍する人材の育成**
- ②国内外における社会的課題を発見・解決し、社会全体のWell-being向上を目指す観点から、**SDGsの達成に貢献する人材の育成**
- ③創造性や付加価値創出の原動力となる、**個人のWell-being向上**

【経済界が求める教育政策の基本的な方針】

- 〔A〕 多様性を尊重し、主体性・好奇心・創造性を育む教育
- 〔B〕 幅広い視野でイノベーションを創出し、未来を切り拓く力の育成
- 〔C〕 新時代の学びのための基盤づくり

(注2) 以下、「経団連提言」

IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

報告素案

【考え方】(24~25頁)

◆令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間における、以下を示す

- ①教育政策の目標
- ②目標を実現するために必要となる基本施策
- ③目標の進捗状況を把握するための指標

【目標】(25~62頁)

1. 確かな学力の育成、幅広い知識と教養、専門的能力・職業実践力の育成
2. 豊かな心の育成
3. 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成
4. グローバル社会における人材育成
5. イノベーションを担う人材育成
6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂
8. 生涯学び、活躍できる環境整備
9. 学校・家庭・地域の連携・協働による地域の教育力の向上
10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進
11. 教育DXの推進・デジタル人材の育成
12. 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化
13. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保
14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働
15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保
16. 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ

経団連提言のポイント

【教育振興基本計画の実効性向上】

- ①優先課題や重点施策の明示
- ②「指標」および「目標値」の設定
- ③P D C A の確立と不断の見直し

【優先的に取り組むべき教育政策の施策】

1. 文理分断からの脱却
2. デジタル人材の育成
3. グローバル教育・海外留学
4. キャリア教育・起業家教育等の推進
5. 子どもの才能を伸ばす多様な教育機会の提供
6. 大学院教育の充実
7. リカレント教育の充実
8. 教育DXの推進
9. 産学官の連携・協働を通じた、社会に開かれた学校づくり

【総括的な意見】

- 素案にある通り、義務教育から高校教育、高等教育、リカレント教育に至るまで、Society 5.0で活躍する人材の育成や個人および社会全体のウェルビーイング向上の観点から、「社会に開かれた教育」を実現すべく、産官学の連携・協働を強化しつつ、オール・ジャパンで教育改革を推進すべき。
- そのような観点から、IV. に盛り込まれている、文理横断・文理融合教育の推進やグローバル人材・デジタル人材の育成、リカレント教育の充実を着実に実践すべき。教育DXや学校のICT環境の整備も同時並行で進めるべき。

【考え方】 (24~25頁)

- ◆教育振興基本計画の実効性向上が重要である。多くの数値目標を掲げつつ、PDCAサイクルを確立すべき。
- ◆次期計画に盛り込む教育政策について、短期的な取り組みと中期的な取り組みとに分類するなど優先課題を明確にし、施策にメリハリをつけるべき。
- ◆素案では、指標候補の多くが現状からの増加に留まり、数値目標を掲げる指標候補は極めて限定的な印象がある。重要な施策については、目標と施策の進捗状況を評価するための「指標」と「目指すべき水準（数値目標）」とを原則セットで掲げるべき。把握すべき指標について、数値データが存在しない場合には新たに調査すべき。
- ◆中教審で1~2年に一回程度、進捗状況を評価。その後の環境変化も踏まえて、計画の遅れを取り戻すための施策を含め、施策を再検討する検証機会を設けるべき。

【目標1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成】 (25~29頁)

- 素案にある通り、個別最適な学びの充実や「社会に開かれた教育課程」、文理横断・文理融合教育、キャリア教育を着実に推進すべき。
- ◆Society 5.0で求められる能力・資質を踏まえ、多くの大学で、文系・理系を問わず、数学・情報を含む入試を課すべき。
- ◆大学で文理融合・リベラルアーツ教育を実践するための素地を形成するために、政府は、高校段階における文理横断的な教育カリキュラムの開発・実践の促進を盛り込むべき。
- ◆キャリア教育・職業教育の充実に向けて、強み・弱みを見きわめながら、自らの能力・個性に合わせたキャリア形成を促すべき。また、「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」における産学合意を踏まえ、質の高いインターンシップの普及・定着をはじめ、学生のキャリア形成支援に係る取り組みを推進すべき。
- ◆OECDのPISAにおいて、読解力についても世界トップレベルの水準への到達を目指すべく、読解力低下の要因を精査したうえで、対策を盛り込むべき。

<「IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策」に関する経団連意見②>

【目標4 グローバル社会における人材育成】(35~37頁)

- 素案にある通り、日本人学生・生徒の海外留学および外国人留学生の受入れや、大学・高校等の国際化、各大学の個別入試における英語4技能を評価する取り組みを着実に推進すべき。
- ◆次期「トビタテ！留学JAPAN」事業の実施とともに、政府は、国費による海外留学支援制度を推進すべき。
- ◆各大学等は、大学間での単位や学位の互換性を高めつつ、**交換留学協定校の拡大や、ジョイント・ディグリー・プログラム、ダブル・ディグリー・プログラムの締結をより一層推進することを明記すべき。**
- ◆リカレント教育でもグローバルに活躍する人材育成の視点は重要。産学官連携による社会人を対象としたグローバル人材の育成も推進すべき（目標8の基本施策「大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実」（47頁）も同様）。
- ◆以下の指標を採用すべき（目標年度は2027年度）。
 - ①日本人高校生の海外留学生数を6万人
 - ②大学等の日本人海外留学生数を12万人 うち留学期間6ヵ月以上の日本人海外留学生数を3万人
 - ③外国人留学生数を35万人
- ◆英語力に関する指標について、「中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのB1レベル相当以上を達成した中高生の割合を6割以上（5年後目標値）」を設定すべき。

【目標5 イノベーションを担う人材育成】(37~40頁)

- 素案にある通り、STEAM教育の充実や、優れた才能・個性を伸ばす教育、大学の共創拠点化を着実に推進すべき。
- ◆高校において「総合的な探究の時間」等を活用し、STEAM教育に取り組むことを明記すべき。
- ◆経済界とも連携し、企業における女性理工系人材のキャリアパスおよびロールモデルの提示を盛り込むべき。
- ◆大学に研究者・学生が起業家と接するコミュニティを構築し、大学発スタートアップの創出までを見据えた起業家教育の拡充や企業経営に不可欠な知識の習得を目指す教育プログラムの提供を盛り込むべき。
- ◆初等中等教育からの起業家教育の積極的な導入を明記すべき。
- ◆目標5の達成状況を把握するため、以下の指標を採用すべき（目標年度は2027年度）。
 - ①高等学校におけるSTEAM教育の実施状況
 - ②大学発ベンチャーの年間設立数を2500社
 - ③大学と地域・地方自治体・企業等との連携による、イノベーション創出が期待される社会実験的なプロジェクトの実施数
 - ④ジョブ型研究インターンシップの参加学生数の増加
- なお、指標候補に挙がっている「産業界による理工系博士号取得者の採用者数の増加」は、企業の対応のみならず、企業・大学・学生間において、博士教育の強みに関する共通理解の形成や環境整備を進める必要があることに留意すべき。
- ◆指標候補に挙がっている「全国の大学等における起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の受講者数の増加」について、5年後の目標値を30万人と明記すべき。

【目標6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成】(40~42頁)

- ◆政府が掲げる「貯蓄から投資へ」の流れのもと、社会人一人ひとりが経済的に自立し、安定的な資産形成を図る上で、金融リテラシーの向上が不可欠。目標6の基本施策に**「金融経済教育の拡充」を追加すべき。**

【目標8 生涯学び、活躍できる環境整備】 (47~49頁)

- ◆産学協働によるリカレント教育プログラムの開発を推進するため、企業のニーズと大学のシーズのマッチング機能の充実を盛り込むべき。
- ◆実務家教員の登用拡大に向けて、大学におけるクロスアポイントメント制度の活用促進を盛り込むべき。
- ◆デジタル・グリーン等の成長分野におけるリカレント教育受講者数を指標として採用すべき。

【目標11 教育DXの推進・デジタル人材の育成】 (51~54頁)

- 素案にある通り、遠隔・オンライン教育を活用した取り組みを着実に推進すべき。
- ◆デジタル化の進展に応じて、先端技術を学校現場に積極的に取り入れ、効果的な教育を実現していくべき。
- ◆学校でのデジタル活用およびデジタル人材育成における地域間格差の是正の推進を盛り込むべき。
- ◆学校における学習データと学習塾など学校外での学習データとの連携や校務データと学習データの連携を図りつつ、統合的に分析・利活用できるシステムを構築することを明記すべき。
- ◆教育に関わる様々なデータを活用し、エビデンスに基づく教育政策を実践することを盛り込むべき。
- ◆大学・高専でのリテラシーレベルの数理・データサイエンス・AI教育プログラムの必須化を盛り込むべき。また、リカレント教育における数理・データサイエンス・AI教育の推進やエキスパート人材の育成・活用を盛り込むべき。
- ◆以下の指標を採用すべき（目標年度は2027年度）。
 - ①遠隔・オンラインと対面とのハイブリッド型授業が実施可能な小中高等学校の割合を100%
 - ②文理を問わず、大学生・高専生全体に占める数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）履修者の割合を100%

【目標12 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化】 (54~57頁)

- ◆特別免許等の活用促進を通じた、社会人が教員になるルートの抜本的拡充を盛り込むべき。特に情報教育を専門的に指導できる教員の不足が深刻であり、地域間の偏在も生じていることから、外部人材の活用等により対応すべき。〔目標11とも関連〕
- ◆STEAM教育や情報教育など特定分野に強みや専門性を有する教員養成の推進を盛り込むべき。
- ◆高校生1人1台端末環境整備や端末の買替え等の更新費用の支援、全ての学校での通信速度の改善を図るべき。
- ◆基本施策「児童生徒の情報活用能力の育成」（52頁）において「セキュリティリテラシー教育のさらなる強化」を明記すべき。
- ◆指標候補に挙がっている「特別免許状の授与件数の増加」について、5年後の目標値を年間500件と明記すべき。

【目標14 NPO・企業・地域団体等との連携・協働】 (59~60頁)

- ◆企業との連携において、STEAM教育・PBLの推進やデジタル人材の育成、リカレント教育の充実についても言及すべき。
- ◆産学官の連携・協働による人材育成の実施状況を指標として採用すべき。

【目標15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保】 (60~62頁)

- ◆空調が設置された安全・安心な学校環境の整備を盛り込むべき
- ◆「公立小中学校等における体育館の空調設備率を50%」を指標として採用すべき。

【参考】経団連が次期教育振興基本計画に掲げるべきと考える指標の反映状況①〔未定稿〕

経団連提言に記載した、次期計画に掲げるべき指標と2027年度の目標値	中教審教育振興基本計画部会（2022年12月12日）資料「次期教育振興基本計画策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）（素案）」に示された指標候補及び修正提案
① 高校におけるSTEAM教育の実施状況 【新規】	記載なし ⇒指標として「高等学校におけるSTEAM教育の実施状況」を採用すべき。
② 文理を問わず、大学生・高専生全体に占める数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）履修者の合を <u>100%</u> 【新規】	記載なし ⇒指標として「文理を問わず、大学生・高専生全体に占める数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）履修者の割合を100%」を採用すべき。
③ OECDのPISA調査にて、 数学的リテラシー、科学的リテラシー、 読解力とも世界1位	【目標1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成】 ・OECDのPISAにおいて、科学的リテラシー及び数学的リテラシーについては引き続き世界トップレベルたる現状の水準を維持し、読解力については同水準への到達を目指す
④ 英語力について、 - 中学卒業時にCEFR A1レベル（英検3級）以上 - 高校卒業時にCEFR B1レベル（英検2級）以上 を達成した中高生の割合が <u>6割</u> 以上	【目標4 グローバル社会における人材育成】 ・英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合の増加（5年後目標値：6割以上） ・全ての都道府県・政令指定都市において、中学校卒業段階でCEFR A1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFR A2レベル相当以上を達成した中高生の割合を5年後までに5割以上 ・高校卒業段階でCEFR B1レベル相当以上を達成した高校生の割合の増加 ⇒「中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのB1レベル相当以上を達成した中高生の割合を6割以上（5年後目標値）」を指標に掲げるべき。
⑤ 大学等の日本人海外留学生数を <u>12万人</u> ⑥ うち、 <u>6ヶ月以上</u> 、海外に留学する大学 生数を <u>3万人</u> 【新規】	【目標4 グローバル社会における人材育成】 ※留学等の国際交流については、教育未来創造会議等の政府全体における議論を踏まえ、指標を設定予定 ⇒以下を指標として採用すべき（目標年度は2027年度）。 ・日本人高校生の海外留学生数を6万人 ・大学等の日本人海外留学生数を12万人、 うち留学期間6ヶ月以上の日本人海外留学生数を3万人 ・外国人留学生数を35万人
⑦ 日本人高校生の海外留学生数を <u>6万人</u> ⑧ 外国人留学生数を <u>35万人</u>	【目標5 イノベーションを担う人材育成】 ・全国の大学等における起業家教育(アントレプレナーシップ教育)の受講者数の増加 ⇒「全国の大学等における起業家教育(アントレプレナーシップ教育)の受講者数を30万人（5年後目標値）」を指標に掲げるべき。
⑨ 大学における起業家教育の受講者数 を <u>30万人</u> に増加【新規】	

【参考】経団連が次期教育振興基本計画に掲げるべきと考える指標の反映状況②〔未定稿〕

経団連提言に記載した、次期計画に掲げるべき指標と2027年度の目標値	中教審教育振興基本計画部会（2022年12月12日）資料「次期教育振興基本計画策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）（素案）」に示された指標候補及び修正提案
⑩ 大学発ベンチャーの年間設立数を2500社	記載なし ⇒指標として「大学発ベンチャーの年間設立数を2500社」を採用すべき。
⑪ デジタル・グリーン等の成長分野におけるリカレント教育受講者数【新規】	記載なし ⇒指標として「デジタル・グリーン等の成長分野におけるリカレント教育受講者数」を採用すべき。
⑫ 子どもの多様な教育機会を提供する「学びのサードプレイス」の数【新規】	記載なし
⑬ 学習者用デジタル教科書の整備率を90%【新規】	記載なし
⑭ 遠隔・オンラインと対面とのハイブリッド型授業が実施可能な学校の割合を100%【新規】	記載なし ⇒指標として「遠隔・オンラインと対面とのハイブリッド型授業が実施可能な学校の割合を100%」を採用すべき。
⑮ 特別免許状の授与件数を年間500件まで拡大	【目標12 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化】 ・特別免許状の授与件数の増加 ⇒「特別免許状の授与件数を年間500件（5年後目標値）」を指標に掲げるべき。
⑯ 公立小中学校等における体育館の空調設備率を50%【新規】	記載なし ⇒指標として「公立小中学校等における体育館の空調設備率を50%」を採用すべき。
⑰ 産学官連携・協働による人材育成の実施状況【新規】	【目標1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成】 ・大学と企業等とで連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目の開設（PBLの実施）を行う大学の割合の増加（目標5にも再掲） 【目標5 イノベーションを担う人材育成】 ・自治体や企業等と連携し社会や地域のニーズに対応できる医療人材の養成に取り組む大学の割合の増加 ⇒以下を指標として採用すべき。 ・産学官の連携・協働による人材育成の実施状況 ・大学と地域・地方自治体・企業等との連携による、イノベーション創出が期待される社会実験的なプロジェクトの実施数

注：赤字は、「経済界が特に重要と考える指標」

「次期教育振興基本計画」策定に向けた提言

－主体的な学びを通じ、未来を切り拓くことができる 多様な人材の育成に向けて－

〔概要〕

2022年10月11日
一般社団法人 日本経済団体連合会

はじめに

- 現行の第3期教育振興基本計画（※）が策定された2018年以降、国内外の環境は極めて大きく変化。教育や人材育成の内容・手段も大きな改革が必要。次期基本計画（計画期間：2023～2027年度）は、経済社会の変革を踏まえた内容にすべき。
- 次期基本計画策定に向けて、経済界として特に優先的に盛り込むべき基本的な考え方や施策等について提言

※教育振興基本計画：教育基本法第17条第1項に基づき、教育基本法の理念の実現と、教育施策の総合的・計画的な推進を図るため策定。わが国教育行政における根幹的な計画。2008年の第1期教育振興基本計画策定以降、5年ごとに改定。

＜第3期教育振興基本計画策定（2018年）以降の変化＞

新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延

- ✓ 時間・場所を問わない遠隔・オンライン教育の重要性が広く認識
- ✓ 世界と比べて周回遅れのデジタル化は、教育界においても大きな課題

「サステイナビリティ（持続可能性）」を強く意識した行動変容の要請

- ✓ 地球環境問題の深刻化、行き過ぎた資本主義による格差拡大
- ✓ 日本の国益や日本企業の国際競争力の強化の視点も踏まえて、国際ルール形成を主導できる人材の育成が急務

ロシアによるウクライナ侵攻

- ✓ 国民生活への影響・国際秩序への脅威
- ✓ 国・地域などの多様性を尊重しつつ、社会課題の解決やWell-beingの向上に貢献する人材の育成がより一層求められる

政府における「人への投資」の拡大方針

- 骨太方針2022等において、以下の政策を打ち出し
- ✓ 文系・理系の枠を超えた人材育成の加速といった、質の高い教育の実現
 - ✓ 社会全体での学び直し（リカレント教育）の促進
 - ✓ 起業を支える人材の育成等

生涯にわたって主体的に学び続け、グローバル感覚を身に付けつつ、未来を切り拓くことができる、多様な人材の育成は、極めて重要な国家的課題

I. 教育振興基本計画の実効性向上

(1) 優先課題や重点施策の明示

- ✓ 優先課題を明確にし、施策にメリハリをつけるべき（短期的・中期的な取り組みに分類等）
- ✓ 最優先で取り組むべき教育政策は、初等中等教育から高等教育まで、タテの連続性を重視

(2) 「指標」および「目標値」の設定

- ✓ 重要な施策について、目標と施策の進捗状況等を評価するための「指標」と「目指すべき水準（数値目標）」とを原則セットで設定。意欲的な水準を掲げるべき。
- ✓ 次期計画に掲げるべきと考える指標を〔別紙1〕に整理。特に重要な指標を以下に記載
- ✓ 施策の遂行にあたっては、目的と手段とを混同しないように留意することが肝要

経済界が特に重要と考える指標および目標値の案

〔目標年度：2027年度〕（ ）内は現時点の水準

- (a) 学習者用デジタル教科書の整備率を**90%**（←2022年3月35.9%）
- (b) 遠隔・オンラインと対面とのハイブリッド型授業が実施可能な小中高等学校の割合を**100%**（←2022年1～2月調査69.6%）
- (c) 文理を問わず、大学生・高専生全体に占める数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）履修者の割合を**100%**（←データなし）
- (d) 6ヶ月以上、海外に留学する大学生数を**3万人**（←2020年度約900人）
- (e) 大学等における起業家教育の受講者数を**30万人**に増加（←2020年度約3万人）

(3) P D C Aの確立と不断の見直し

- ✓ 中教審で1～2年に1回程度、進捗状況を評価。その後の環境変化も踏まえて、施策内容を見直す必要がないか評価し、施策を再検討する検証機会を設けるべき
- ✓ 基本計画に関するフォローアップ体制を整備し、PDCAサイクルを確立する必要

〔別紙1〕 次期計画に掲げるべきと考える指標①

次期計画に掲げるべき指標と 2027年度の目標値	直近のデータ	第3期計画に掲げている指標
① 高校におけるSTEAM教育の実施状況 【新規】	現状データなし	掲載なし
② 文理を問わず、大学生・高専生全体 に占める数理・データサイエンス・ AI教育プログラム（リテラシーレベ ル）履修者の割合を <u>100%</u> 【新規】	現状データなし ※大学等における数理・データサイエンス・AI教育プロ グラム（リテラシーレベル）の認定数は217件 (2022年8月時点) (出所) 文科省HP	掲載なし
③ OECDのPISA調査にて、 数学的リテラシー、科学的リテラ シー、読解力とも <u>世界1位</u>	<OECD PISA2018> 数学的リテラシー： <u>1位</u> 科学的リテラシー： <u>2位</u> 読解力 : <u>11位</u>	OECDのPISA調査について 世界トップレベルを維持
④ 英語力について、 －中学卒業時にCEFR A1レベル (英検3級)以上 －高校卒業時にCEFR B1レベル (英検2級)以上 を達成した中高生の割合が <u>6割</u> 以上	英語力（2021年度）について、 －中学校卒業時にCEFR A1レベル (英検3級)以上の中学生の割合は <u>47.0%</u> －高校卒業時にCEFR A2レベル (英検準2級)以上の高校生の割合は <u>46.1%</u>	英語力について、 －中学卒業時にCEFR A1レベル (英検3級)以上 －高校卒業時にCEFR A2レベル (英検準2級)以上 を達成した中高生の割合が <u>5割</u> 以上
⑤ 大学等の日本人海外留学生数を <u>12万 人</u> ⑥ うち、 <u>6ヶ月以上</u> 、海外に留学する 大学生数を <u>3万人</u> 【新規（注2）】	大学等の海外留学生数は2018年度に約11.5万人 (約1.5万人)まで増加した後、コロナの影響で、 2020年度は <u>約1500人</u> （約900人）と激減 ※カッコ内は留学期間6ヶ月以上の留学生数	大学等の日本人海外留学生数を <u>12万人</u>
⑦ 日本人高校生の海外留学生数を <u>6万 人</u>	直近のデータなし ※2017年度の日本人高校生の海外留学生数は <u>約4.7万人</u>	日本人高校生の海外留学生数を <u>6万人</u>
⑧ 外国人留学生数を <u>35万人</u>	外国人留学生数は、2019年度に31.2万人となり 目標を達成した後、コロナの影響で、 2021年度は <u>24.2万人</u> まで減少	外国人留学生数を <u>30万人</u>

注1：赤字は、「経済界が特に重要と考える指標」

注2：新規は、「6ヶ月以上、海外に留学する大学生数」

〔別紙1〕 次期計画に掲げるべきと考える指標②

次期計画に掲げるべき指標と 2027年度の目標値	直近のデータ	第3期計画に掲げた指標
⑨ 大学における起業家教育の受講者数 を <u>30万人</u> に増加【新規】	大学（学部・修士）におけるアントレプレナーシップ教育受講者数は約 <u>3万人</u> （2020年度） (出所) 文科省科学技術・学術政策局「アントレプレナーシップ教育の現状について」（2021年7月30日）	掲載なし
⑩ 大学発ベンチャーの年間設立数を <u>2500社</u>	2020年度の大学等発ベンチャーの設立数は <u>233社</u> (出所) 文科省資料	参考指標：大学等発ベンチャーの設立数
⑪ デジタル・グリーン等の成長分野に おけるリカレント教育受講者数 【新規】	現状データなし	掲載なし
⑫ 子どもの多様な教育機会を提供する 「学びのサードプレイス」の数 【新規】	現状データなし	掲載なし
⑬ 学習者用デジタル教科書の整備率を <u>90%</u> 【新規】	学習者用デジタル教科書の整備率は <u>35.9%</u> （2022年3月現在） (出所) 文科省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」	掲載なし
⑭ 遠隔・オンラインと対面とのハイブ リッド型授業が実施可能な学校の割合 を <u>100%</u> 【新規】	臨時休業期間中、同時双方向型のウェブ会議システムを活用した小中高等学校の割合は <u>69.6%</u> (2022年1～2月調査) (出所) 文科省「新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業期間中の学習指導等に関する調査」	掲載なし
⑮ 特別免許状の授与件数を年間 <u>500件</u> ま で拡大	特別免許状の授与件数は増加 (2016年186件→2019年 <u>227件</u>) (出所) 文科省資料	特別免許の授与件数 (特に小中学校) の改善
⑯ 公立小中学校等における体育館の 空調設備率を <u>50%</u> 【新規】	公立小中学校等における体育館の空調（冷房）設備率は、 <u>9.0%</u> （2020年9月現在） (出所) 「文部科学白書2021」	掲載なし
⑰ 産学官連携・協働による人材育成の 実施状況【新規】	現状データなし ※「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成」事業において構築した教育プログラムの修了者数は合計4156人 (出所) 文科省資料	掲載なし

II. 次期計画に盛り込むべき理念・目標および基本的な方針①

1. 理念

- (a) 主体性 : 主体的な学びの実現、学びの自分ごと化
- (b) 創造性 : 発想力・想像力を育み、新たな価値を創造する人材の育成
- (c) 多様性・公正性・包摂性 : D E & I(Diversity, Equity & Inclusion)、誰も取り残されない教育
- (d) 連携・協働 : 他者とのコミュニケーション、産学官連携、社会に開かれた教育

2. 教育目標 : ①~③は相互に密接に関連。同時達成を目指す

- ① わが国の持続的な発展や国際競争力の強化を実現する観点から、
Society 5.0で活躍する人材の育成
- ② 国内外における社会的課題を発見・解決し、社会全体のWell-being向上を目指す観点から、SDGsの達成に貢献する人材の育成
- ③ 創造性や付加価値創出の原動力となる、個人のWell-being向上（※1）

※1 教育目標としての「個人のWell-being向上」とは、PERMAモデル（※2）を参考に、「好奇心を持って他者と協調しながら主体的に学ぶことを通じて、幅広い知識や判断力、他者や多様性等の尊重を身に付けるとともに、達成感を得る経験を積み重ねていくことで、人生を切り拓く意思や将来のキャリア意識等が醸成され、肉体的・精神的・社会的にも満たされた持続的な幸福感が増していくこと」

※2 マーティン・セリグマン提唱のPERMAモデル:

①ポジティブな感情、②物事への積極的な関わり、③他者との良好な関係、④人生の意義の自覚、⑤達成感により構成

II. 次期計画に盛り込むべき理念・目標および基本的な方針②

3. 経済界が求める教育政策の基本的な方針

〔A〕多様性を尊重し、主体性・好奇心・創造性を育む教育

〈近年、企業が求める人材〉

- 主体性・積極性に富んだ人材
- 尖った人材（創造力・発想力が豊かな人材、高度な専門性を有する人材等）
- 主体的に学び続ける人材

育成のためには…

好奇心を持って他者と協調しつつ、主体的に学ぶ



前向きに取り組む姿勢が身につく
「達成感」を得る経験を増やす



人生を切り拓く意志・
将来のキャリア意識の醸成
→個人のWell-beingの向上

〈主体的な学びの推進〉

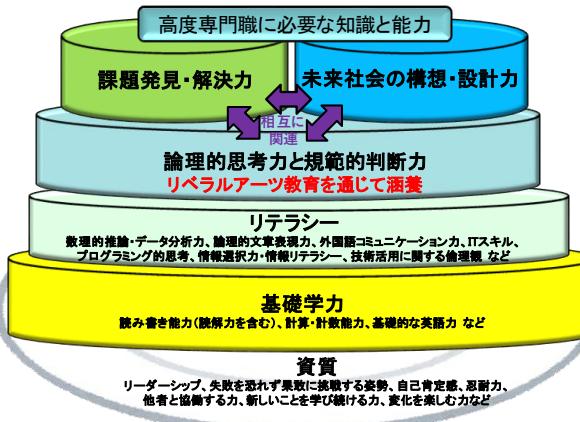
- エドテックによる個別最適な学び
- 学びを自分ごと化する環境の整備
- 学校・家庭外での学びの機会充実

〈協働的な学びの推進〉

協働的な学びの推進に向けて、STEAM教育やPBL等、多様な他者と協働し、合意形成を図る機会が重要

〔B〕幅広い視野でイノベーションを創出し、未来を切り拓く力の育成

〈Society 5.0に求められる人材像〉



【採用と大学教育の未来に関する産学協議会「中間とりまとめと共同提言」（2019年4月22日）、経団連「Society 5.0 -ともに創造する未来-」（2018年11月13日）を基に経団連事務局にて作成】

〈VUCA時代に未来を切り拓く力〉

人文科学、社会科学、自然科学の幅広い知識を基に、社会の中から未知の課題を見つけ、その解決のために新たな価値を創造する力

〈Society 5.0の読み書きそろばん〉

プログラミング、データ活用能力

〈グローバル化への対応力〉

グローバルな視野を持ち、異なる価値観・考えを持つ他者と協働する力

〔C〕新時代の学びのための基盤づくり

〈产学研連携の強化、オールジャパンで教育改革を推進〉

【経済界】

各企業の経営方針や人材・技術・ノウハウ等のリソースに照らして効果的と考える教育施策に、自主的かつ積極的に貢献

【学校】

地域・経済界・自治体等との連携強化、多様な経験・専門性を持つ人と触れ合う機会の創出

〈学校のデジタル化〉

- 校務の効率化
- 教職課程の見直し・外部人材活用
- 学校における通信速度の改善
- デジタル教科書の本格的導入
- ハイブリッド型教育への転換
- 教育データの活用とPDCAサイクルの確立による、質の高い教育の実現と効果的な教育施策の実施

III. 優先的に取り組むべき教育政策の施策

1. 文理分断からの脱却

■ STEAM教育の推進

◇ 経済界・大学・自治体等と連携した質の高いSTEAM教育の推進

■ 高校段階からの文系・理系のコース分けの是正

◇ 文理横断的な教育カリキュラムの開発、入試制度改革の実施

■ 大学における文理融合・リベラルアーツ教育の推進

◇ 複数の専攻分野を体系的に履修できる制度の推進（ダブル・メジャー、メジャー・マイナー、学部・研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム）

2. デジタル人材の育成

■ 小中高における情報教育の充実

■ 大学等における数理・データサイエンス・AI教育

◇ 全国の大学・高専でリテラシーレベルの教育プログラムを必須科目化、リカレント教育でも推進

■ 理系学生の拡大

3. グローバル教育・海外留学

■ 海外大学との教育連携の推進

■ 次期「トビタテ！留学 JAPAN」事業等、海外留学の促進

■ 初等中等教育における英語教育の推進

■ 國際バカロレア（IB）教育の推進

■ 外国人留学生の日本企業への就職の促進

4. キャリア教育・起業家教育等の推進

◇ 産学連携による学生のキャリア形成支援活動の推進

◇ 初等中等教育からの起業家教育の導入

◇ 金融リテラシー向上に資する金融経済教育の推進

5. 子どもの才能を伸ばす多様な教育機会の提供（オルタナティブ教育を含む学校外での学び）

6. 大学院教育の充実

◇ 産学連携による人材育成、企業による積極採用

7. リカレント教育の充実

◇ 企業や働き手のニーズを踏まえたプログラムの拡充、政府による財政支援、企業による受講者への経済的支援や休暇・休業制度の導入等

8. 教育DXの推進

■ ハイブリッド型教育の実現

■ データ駆動型教育の実現

◇ 学習データやエドテックを活用した個別最適な学びの実現

■ エビデンスに基づく教育政策

9. 産学官の連携・協働等を通じた、社会に開かれた学校づくり

■ 初等中等教育における教員の働き方改革、安全・安心な学校環境整備

■ 大学等における産学官の連携・協働の推進

- これから約5年間は、デジタルがもたらす学びの可能性をこれまで以上に前向きにとらえ、学校現場にAI、IoT等の革新技術を最大限取り入れ、学習者の興味関心・習熟度に合わせた個別最適な学びや、国境等を越えた協働的な学びを実現することで、人々のWell-being向上、国内外における社会的課題の解決、わが国の持続的な発展・国際競争力の強化の3つを一体的に達成していくことが求められる
- 多様性に富んだ社会を実現するために、意欲と能力があれば、一人ひとりに寄り添った、質の高い教育を誰でも受けられるよう、修学支援の充実に取り組む必要
- 「出世払い」の仕組みについて効果を検証しつつ、修学支援の更なる拡充を実施すべき
- 経済界は、〔別紙2〕の通り、Society 5.0を担う人材育成に向けた取り組みを実施
- 経団連としても産学協議会の活動の一環として、質の高いインターンシップを核とした学生のキャリア形成支援活動や、リカレント教育の実践等を展開
- 今後とも、人材育成こそが成長の源泉であるという認識の下、各企業における経営方針や人材・技術・ノウハウ等のリソースを踏まえつつ、学校等との連携・協働に主体的かつ積極的に取り組んでいく

【別紙2】 教育分野における経済界の取り組み・支援の事例①

経済界は、各企業の経営方針や人材・技術・ノウハウ等のリソースに照らして効果的と考える教育施策に、自主的かつ積極的に貢献

教育政策の施策	具体的な取り組み・支援の事例
1. 文理分断からの脱却	<p>【ソニー・グローバルエデュケーション】 ロボット・プログラミング学習キット KOOV を全国の教育機関に寄贈し、STEAMに関する教育を支援</p> <p>【電源開発】 自社開発した発電所の立地する地域の小学生を対象に、太陽光発電や環境問題の理解を深める教育プログラムを実施</p> <p>【パナソニック】 STEAM教育を取り入れたミュージアム「AkeruE（アケルエ）」を2021年4月に開設。プログラミング、電子工作などを組み合わせたものづくりや、アートの中に課題提起を見出す作品を体感する</p>
2. デジタル人材の育成	<p>【第一生命保険、NTTデータ】 東北大学「データサイエンス人材育成プログラム」に2社の社員が講師として登壇、ビジネスの現場におけるデータサイエンス・AIの考え方や利活用の実態を説明</p>
3. グローバル教育・海外留学	<p>【経団連グローバル人材育成スクラッシュ】 将来グローバルなビジネス領域において活躍する意志を持つ大学生、大学院生の留学に際し奨学金を支給。経団連主要会員企業からの寄附が原資の一部</p>
4. キャリア教育・起業家教育等	<p>【大和ハウス工業】 全国各地の事業所や店舗、施設で中学、高校の生徒を受入れ。職場体験を実施</p> <p>【トヨタ自動車】 全国の高校生から受講者を募集し、3ヵ月の対話・実践型プログラム「project：ZENKAI」を提供。学校・学年も異なる受講者同士の対話や、メンターなど年代の異なる大人との対話を通じ、自らの可能性と未来を探るプログラム</p> <p>【野村グループ】 小学生～高校生向け出張授業の実施、高校教員を対象とした、生活設計と資産形成に関する授業用教材の提供</p>

【別紙2】 教育分野における経済界の取り組み・支援の事例②

教育政策の施策	具体的な取り組み・試練の事例
5. 大学院教育	【アイシン・ソフトウェア、アルプスアルパイン、キヤノンメディカルシステムズ、KDDI、昭和電工、TDK、東芝、日本電気、日立Astemo、日立ソリューションズ東日本、三菱電機等】東北大学人工知能エレクトロニクス卓越大学院プログラムにおいて、企業の研究者が大学教員とともに人工知能に関する授業を実施
6. リカレント教育	【日本IBM】関西学院大学と「AI活用人材育成プログラム」を共同開発し、中小企業等のDX人材育成を推進
7. 子どもの才能を伸ばす 多様な教育機会の提供	【ニトリホールディングス】東京大学先端科学技術研究センターとともに、小中高生に対して、教科書を離れて学びの楽しさに気づくプログラム「LEARN with NITORI」を実施
8. 教育DXの推進	【富士通JAPAN】大学DXを支える基幹サービスを提供し、授業準備から実施、成績登録までの教職員の一連の業務をシームレスに実現すると同時に、学内データを一元的に管理・活用し個別最適な学びを実現
9. 産学官の連携・協働を通じた、社会に開かれた学校づくり	【内田洋行】ICT支援員を学校現場に派遣し、運用コーディネーター、ヘルプデスクなどと連携をとり、ICTを活用した授業づくりをワンストップでサポート
その他	【住友化学】気候変動問題や人権問題など社会が抱えるSDGsの課題を共有しつつ、そうした社会課題に対して企業がどう貢献しているかを伝えながら、「サステイナビリティ」を強く意識した行動変容を促すため、小学校から大学において授業・講義を実施
	【住友生命保険】NPO法人と連携し、小学生の放課後の生活の場・居場所である「学童保育」や「放課後教室」に対し、出前授業の開催や教材の提供などのサポートを行う「スマセイアフタースクールプロジェクト」を2013年より実施
	【日本電気】グループ学習等の活動を通じて育成する「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」を会話テキストなどで見える化し、先生が子どもの能力や課題について評価できる「協働学習支援サービス」を提供
	【リクルート】オンライン学習サービス「スタディサプリ」を提供し、個別最適学習により高校生の学力向上に貢献